

令和 4 年

第 7 回 渡嘉敷村議会定例会

第 1 日 目

9 月 14 日

令和 4 年第 7 回 渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期 7 日間 自 令和 4 年 9 月 14 日
至 令和 4 年 9 月 20 日

月 日	曜 日	区 分	日 程
9 月 14 日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問 報告第 3 号、報告第 4 号、報告第 5 号 認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号 認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 6 号 議案第 35 号、議案第 36 号、議案第 37 号 議案第 38 号、議案第 39 号、議案第 40 号 議案第 41 号 発議第 3 号
9 月 15 日	木	本会議	
9 月 16 日	金	本会議	
9 月 20 日	火	本会議	

令和４年第７回渡嘉敷村議会定例会は
令和４年９月１４日（水）午前１０時００分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 ７日間
１日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
１	與那嶺 雅 晴	出	５	座間味 満	出
２	国 吉 栄 治	出	６	當 山 清 彦	出
３	新 垣 一 史	出	７	玉 城 保 弘	出
４	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 ７名

会議録署名議員 ５番 座間味満議員 ６番 當山清彦議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 玉城広喜

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	小 嶺 国 士
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	金 城 和 作
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	新 里 武 広
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了： ９月１４日（水曜日）午後４時３０分

令和４年第７回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和４年９月１４日（水） 午前１０時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第１号）

日程	事件番号	件名
第１		会議録署名議員の指名について
第２		会期の決定について
第３		議長諸般の報告
第４		村長行政報告
第５		一般質問について
第６	報告第３号	令和３年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
第７	報告第４号	令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第８	報告第５号	令和３年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税収が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費の報告について
第９	認定第１号	令和３年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について
第１０	認定第２号	令和３年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１１	認定第３号	令和３年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第１２	認定第４号	令和３年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１３	認定第５号	令和３年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１４	認定第６号	令和３年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第１５	議案第３５号	令和４年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第３号）について
第１６	議案第３６号	令和４年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第２号）について
第１７	議案第３７号	令和４年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
第１８	議案第３８号	令和４年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について
第１９	議案第３９号	令和４年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第３号）について
第２０	議案第４０号	令和４年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
第２１	議案第４１号	固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第２２	発議第３号	中華人民共和国による台湾周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的 経済水域（ＥＥＺ）へ向けた弾道ミサイルの発射に対する抗議決議

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和4年第7回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番座間味満議員、6番當山清彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの7日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの7日間に決定いたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員会から令和4年7月分、8月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控え室に配置をし、閲覧できるようにしてありますので、ご参考にしてください。

なお、諸般の報告についてはお手元にお配りしたとおりであります。朗読を省略いたします。

議長諸般の報告

令和4年6月15日～令和4年9月13日

令和4年

- 6月15日（水） ・ 第4回渡嘉敷村議会定例会
- 7月12日（火） ・ 第5回渡嘉敷村議会臨時会（補正予算）
- 7月14日（木） ・ 例月出納検査 （監査）
- 7月15日（金） ・ 県産品優先使用の要請行動出席対応 （役場庁舎）（議長）
- 8月5日（金） ・ 第62回沖縄県介護保険広域連合全員協議会
（読谷村：読谷村総合福祉センター）（新垣議員）
- 8月9日（火） ・ 第6回渡嘉敷村議会臨時会（工事請負契約）
- 8月19日（金） ・ 例月出納検査（一般・国保・簡水・後期高齢者医療会計）（監査）
- 8月22日（月） ・ 南部地区市町村議会議長会定例総会（那覇市：自治会館）（議長）
- 8月29日（月） ・ 例月出納検査（航路事業特別会計）（監査）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 座間味秀勝村長

おはようございます。令和4年6月15日から昨日9月13日までの行政報告につきまして
は、昨日お届けをしております書面にて報告に代えさせていただきたいと思います。

行政報告書

(2022.6.15～2022.9.13)

- 06/15 10:00 令和4年第4回渡嘉敷村議会（6月定例会1日目）（議場）
- 06/16 11:00 令和4年度第1回沖縄県離島航路確保維持改善協議会（沖縄県立図書館）
同行：山城淳船舶課長補佐
- 16:00 渡慶次柴英（衆議院議員國場幸之助 政策参与）との意見交換（一代）
※イノシシによる掘り返し土砂の流出対策について
- 06/20 14:00 公益社団法人沖縄県地域振興協会定時総会（自治会館）
- 06/21 13:30 新垣守史氏来庁 対応 同席：神里副村長（村長室）
※「りりィ歌碑」建立について
- 18:00 一般社団法人渡嘉敷村観光協会理事会（庁舎2階大会議室）
- 06/22 10:00 永田 真 株式会社おきぎんエス・ピー・オー代表取締役社長
宮平久靖 〃 営業部ソリューション営業第1課マネージャー
ほか2名来庁対応 同席：宇野会計課長（村長室）
※自治体DX推進について意見交換
- 06/23 11:50 沖縄全戦没者追悼式（糸満市平和記念公園）
- 06/24 10:00 沖縄県町村会決算監査（自治会館内町村会会議室）
- 06/26 11:30 西原高校女子バレーボール部コーチ来島（交流の家合宿誘致対応）（村長室）
- 06/28 11:30 観光大使Juon来庁対応 ※りりィ歌碑建立要望対応（村長室）
- 06/29 09:40 座間味村職員行政視察 宮平総務課長、金城会計課長来庁対応（村長室）
- 06/30 13:30 坂田裕樹（陸将補）自衛隊沖縄地方協力本部長来庁対応（村長室）
長澤 申 自衛隊沖縄地方協力本部 島尻分駐所長
※平田春吉氏へ協力員委嘱状交付
- 07/01 11:30 森田 賢沖縄県市町村課長と公民館建て替えに係る一括交付金活用について
意見交換 同席：佐久本副参事（県庁内）
- 14:00 沖縄県観光協会等協議会全体協議会（自治会館2階）
- 17:30 安里繁信氏へ観光大使委嘱状交付式（泊港南岸にて）
同席：観光大使キャンヒロユキ
- 07/05 13:30 沖縄離島活性化補助金及び一括交付金活用に係る勉強会（第二議員会館）
柳下明之 内閣府政策統括監（沖縄政策担当）付企画担当参事官
同席：渡慶次柴英國場幸之助代議士政策参与
- 15:30 大村慎一 総務省新型コロナ対策地方連携総括官兼地域力創造審議官

柏原亜由美 総務省地域力創造グループ地域自立緒応援課 課長輔佐
(総務省訪問)

07/05 15:50 水野 敦 内閣府政策統括官(沖縄政策担当) (内閣府訪問)
田村一郎 内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官 //

16:00 吉住啓作 内閣府子ども・子育て本部統括官 //

07/06 12:55 観光大使 佐藤弘道 表敬訪問(渋谷区富ヶ谷)
万代博実 株式会社アルファエージェンシー社長表敬訪問
(渋谷区富ヶ谷)

07/07 13:00 大正大学訪問
岩浅有記 地域構想研究所 准教授 講義聴講及び意見交換
北条 規 地域構想研究所 教授 表敬
柚木正博 学校法人大正大学専務理事 表敬

07/11 09:45 服部恭成環境省慶良間自然保護管事務所上席国立公園管理官来庁対応
(村長室)

14:00 知念克明 沖縄企業株式会社 代表取締役社長 来庁対応 (村長室)
長堂実光 // 技術本部工事部長
糸数 哲 // 渡嘉敷電業所

07/15 10:00 第4回臨時議会(コロナ対応地方創成臨時交付金ほか)
13:30 元村観光大使 中岡氏来庁対応 (村長室)
14:00 商工会会長、指導員来庁対応(県産品使用奨励要請)(村長室)

07/13 10:00 村観光大使 DJSASA 来庁対応 (村長室)
同伴:小野隆之(株)ビッグハートインターナショナル社長
13:00 神社行事「六月うまち-」参列(渡嘉敷神社)

07/14 13:30 離島フェア開催実行委員会(自治会館)
14:50 沖縄県離島振興協議会・沖縄県過疎地域振興協議会合同研修会(自治会館)

07/15 13:00 第197回沖縄県町村会定期総会 (自治会館)
14:20 「新たな法定外目的税について説明」沖縄県観光政策課・税務課 (//)
15:00 第147回沖縄県町村土地開発公社理事会 (//)
15:28 第127回沖縄県土地開発公社設立団体長協議会 (//)
15:40 沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会 (//)
16:40 沖縄県介護保険広域連合運営会議 (//)

07/19 10:10 庁議 (庁舎2階大会議室)
13:30 阿波連小学校「遠泳」開会式 (阿波連小学校体育館)
18:00 一般社団法人渡嘉敷村観光協会理事会 (庁舎2階)

07/21 13:00 琉球国際興業株式会社 駒宮社長、大城係長来庁対応 (村長室)

07/22	08:20	阿波連ビーチ不発弾対応	(庁舎内)
	09:55	糸数 公沖縄県保健医療部長 ほか３名来庁対応	(村長室)
	14:00	内村直樹 第15高射特科連隊長兼八重瀬分屯地指令 来庁対応 富田典幸 〃 第３科長	(村長室)
07/24	10:30	小型船舶避難揚コア抜き作業(渡嘉敷小中学校正門前)～17:30	
07/25	08:30	〃 〃 ～15:10	
07/29	13:40	山里 望 青少年交流の家所長来庁意見交換	(村長室)
08/01	10:10	庁議 (庁舎２階大会議室)	
08/02	09:40	全国離島振興協議会令和５年度総会研修会現地視察来村(島内案内) 水 昭仁 全国離島振興協議会 総務部長心得兼総務課長 小山田志賀子 〃 宮里 哲 沖縄県離島振興協議会会長 金城礼子 沖縄県離島振興協議会 (沖縄県町村会事務局長) ほか１名	
	14:55	愛知県東海市市議団５名来庁対応 市議:蔵光秀規、佐藤友昭、今頼和弘、江川祐之、工藤政明	(村長室)
08/03	10:00	関根副会長と観光協会補正予算調整	(村長室)
08/04	10:00	浅井咲良(沖縄ふるさとワーホリ)、関根観光協会副会長来庁対応	(村長室)
	13:00	(株)沖縄ワタベウエディングとキャリア教育についてweb会議	(村長室)
08/09	10:00	臨時議会(第４回) ※工事請負契約「阿波連漁港機能保全工事(R４)」	
08/13	09:55	村観光大使 佐藤弘道ご一家来庁対応	(村長室)
	13:50	さきま淳・古謝げんた氏来島対応 ※村政課題意見交換	(村長室)
08/15	10:10	庁議(庁舎２階大会議室)	
	16:25	村観光大使佐藤弘道ご一家来庁対応	(村長室)
08/17	11:00	県立看護大学校推薦入試離島枠面談	(那覇連絡事務)
	14:00	沖縄県市町村総合事務組合議会定例会 (自治会館３F会議場)	
08/23	11:00	アドベンチャーツーリズム、観光協会人材確保意見交換(国頭村観光協会) (一社)国頭村観光協会 比嘉明夫会長	
	13:00	やんばんる・沖縄北部地域連携に向けた意見交換会～16:30 (国頭村観光協会)	
08/25	13:30	小型船舶避難場係船環設置工事(渡嘉敷小中学校前) 17:00	
08/26	13:00	〃 17:30	
08/29	13:30	〃 17:00	
08/30	13:30	〃 17:40	
09/01	13:30	議案検討会議 (庁舎２階大会議室)	
09/04	16:37	浄水施設停電によるトラブル対応のため登庁、 18:20復旧	(村長室)
09/07	13:35	災害対策本部設置・対策会議招集 第一配備体制	(村長室)

09/08 10:00 村有地(字渡嘉敷179-10)の建物処分について意見交換 (村長室)
09/12 10:10 9月議会一般質問答弁書検討会議 ～12:00 (庁舎2階大会議室)
18:00 一般社団法人渡嘉敷村観光協会理事会 (庁舎2階大会議室)
09/13 09:30 BYDジャパンとの電気バス導入に向けた意見交換(web) (村長室)
13:00 村議会議員当選証書付与式参列 (庁舎2階大会議室)
令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて90分以内といたします。質問者、答弁者は簡潔にお願いいたします。順次発言を許します。

初めに、4番宮平鉄哉議員の発言を許します。

○ 4番 宮平鉄哉議員

トップバッターで、皆さん、おはようございます。最初で最後の一般質問をさせていただきます。前々から何度も道路の段差の改修をお願いしていましたが、なかなかやってくれませんでした。現在は、前より段差がひどくなっているが、早く直してほしいです。村民からの要望で雨の日は怖くて運転しづらいそうです。そういう村民からの要望を聞いて、4度か5度ぐらい同じような内容で一般質問を出してきました。今後、この段差を直す予定はあるのでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

宮平議員のご質問にお答えいたします。道路の段差は以前から指摘を受けております。これについては現在、今年度において予算を確保しておりまして、年内に発注を目指して今取り組んでいるところでございます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

最近この4、5年、5、6年というか、アスファルトの段差の工事みたいな感じは前々はよく見たんですけど、最近4、5年、ぜんぜんそういう経緯がないもんで取り上げたんですけど、阿波連からの土砂のダンプカーの運搬のときから、だいぶひどくなっていますから交通事故でもあったら困ります。だからそれを早めに段差を修理して事故のないようにお願いします。

次に、豚舎から渡嘉敷部落までの道路のセンター線が、年数が経ったのか完全に消えています。センターラインですね。警察の方とも相談して早く直してほしいです。この対向線とのセンターラインですけど、やっぱり車を運転していると対向のラインが、センターがないと相手側に向かっていきますから、そういうときは事故のないようにしてほしいんですけど。キンノカーラという田んぼのところの、あそこの手前ぐらいのところで、那覇からの大きなジープみたいな車でガードレールに当たって大きな事故で、ガードレールも変形して、だいぶ2、3日ぐらい車が動かなくなって、それをそのまま置いた感じで、

みすばらしい感じがしたんですけど、ガードレールとかセンターラインとかのボロボロになっているやつなんかとか、消えているラインとか、そういうのを直してほしいと思います。これは警察との連絡でやってほしいんですけど、答弁をお願いします、そのことについて。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質疑にお答えをいたします。まず、センターライン、道路の区画線、これについては、確か昨年の子ども議会でも、そういう意見があがっていたと思っております。今年度実施の村道阿波連線、これの改良工事が今年度補助事業としては最終を迎えます。これにあたって区画線の線引きというのも行いますので、その際にこういった消えている、あるいは薄くなっている、そういった区画線については整備をしていきたいというふうに考えております。

もう一つのご質問、傷んだガードレールと、事故で傷んだ部分であります。これについては保険適用でもって直すということになっておりまして、レンタカーの保険ですね、レンタカーが事故を起こしておりますので。現在この事故を起こした車両は加入していた保険会社、そことの補修協議についてほぼ終えております。この後、保険会社が修理については対応するということになっていくというところでございます。以上です。

○ 4 番 宮平鉄哉議員

そのときの7月の下旬だったと思いますけど、その事故の後にガードレールも変形して真っ赤に錆びてくるんですね。渡嘉敷村、座間味村、慶良間諸島は国立公園となっている感じですよ。その赤錆とかみすばらしい姿は早く直して観光客にも悪いイメージを与えないよう、国立公園だし、そういう感じのことをやってほしいと思います。これは次のものにも関わります。

次は、ビーチの監視員について、村から委託し夏の間ビーチの監視をしている人たちについて、僕の記憶ですと9月4日の台風11号、あの強い風や波の中、監視台に2人の人がただ海を見ながら座っていました。観光客はもう船が止まっていないんですけど、監視人だけが監視台の上に2人座っていたんですけどね、そのときの風があまりにも強くて波も強いのに、この人なんかはずっと座っていたんですよ。それを横から見てから感じたんですけど、災害にでもその人達はならないかと、とても悪いイメージを感じました。それはビーチの監視とかいうのは那覇から来て委託されていますけど、内容なんかについて、判断で、あれぐらいの風が強くなったら止めて、前回の監視の人はロープを張って誰も入れないようにして、みんなが休んでいる感じがしたんですけど、今回はじっともうあの11号の強いときにずっといたんですよ。もうあんたなんか帰ったほうがいいんじゃない、危ないよと言ったら、いやもう社長に怒られますから、私たちはいときますということで、責任はある感じはするけど、見てたらかわいそうで、その契約について、どこまで契約しているのか、その内容で槍が降ろうが雨が降ろうが、そのままずっといとけという感じの

契約なのかなんなのか。そのへんをちょっと説明してくれませんか。

○ 座間味秀勝村長

ご心配、心遣いをいただきありがとうございます。まずですね、この監視員、監視業務というのはおっしゃるように委託業務ということで行っております。海岸条例等もございますので、荒れた天気のと看、波が高いときとか、そういうときに遊泳者であったりとかということが入り込まないように監視をする、声かけをするというのも業務の一つでありますので、その業務を遂行していたのかなと思っております。ただ、おっしゃるようにより雨風激しい、波が高いと、監視員そのものの安全が脅かされる状況ではないかというようにときには当然非難をしていただくということで調整を行っているところでございます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

僕も村長の答弁に賛成ですけれど、台風11号の9月4日の日曜日、あの時の風とか波とかいうのは本当にすごい感じで、誰が判断してもこれ止めたほうがいいんじゃないかと思うほどでした。そのときにその人なんか真面目でなのかな知らないけれど、じっと我慢して座っている姿を見たら、どうしてもあれだなと思って、考えを変えたほうがいいんじゃないかと思って出しているんですけれどね。だからそういうときはもう僕としては、あの強い波、あの強い雨とか風というときは止めて、そのまま誰も入れないような感じのほうがいと判断しました。それで一般質問を出しているんですけれど、それは荒れているときでもいなさいという感じの村長の答弁ですか。

○ 座間味秀勝村長

荒れているときでも監視をしなさいではなくて、先ほどお答えしたのは、要するに荒天、荒天というのは荒れた天気のと看にビーチに立ち入る行為はしないでくださいというのが管理条例の中にもうたわれておりますので、その声かけですね、そういう入ってくる方がいたときに、危ないですから今日はビーチに入らないでくださいという声かけをするためにそこにいたのだというふうに認識をしております。

今後ということですが、おっしゃるようにより、このビーチのスロープあたりに標識なり、あるいはロープを張るなりして入らないような周知をして、監視員の安全の確保これもしっかりできるように対応していきたいと思っております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

その時に波とか風の強さは、前回の前々の監視人たちの荒れたときの判断的な引き下がってお家に帰っている感じと、ロープなんか張っているという感じがありますけれど、そういうぐらいの強さだったと思いますよ。それをだから新しく来た連中がまだ把握していないというのか、どれぐらいの大きさだから止めるとか、そういう感じであるから、契約の内容もあると思いますけれど、そういうときはもう止めて、マイク放送で泳がないでくださいとか、そういうのもしながら、ぜんぜんそういう防災マイクも出ていないし、そう

いう感じにしたらその人なんかも帰れるし。

その前のマルニですか、株式会社マルニがやっているときがあるんですけど、そのときと内容が、行動が違うような感じで今出しています。だから内容とかもあまりにもひどかったら止めて、かえってしないほうが安全だよという感じを教えてほしいと思いました。もし万が一飛んできたやつにやられたら救急車をまた役場職員も大変だし、そういうときは観光客もいないし、波は荒いし、風は強いし、飛んできたもので怪我でもしたら大変だから、そういうのを止めるということも一つの人災を防ぐためにいいことだと思います。それも考えて契約者と話し合いをしてください。お願いします。

次に、これも何度か、水族館について、あれからだいぶ月日も経ちましたが進展はありましたか。このことは僕の記憶ではもう5回目です。村長もよく知っています。前の村長、松本村長から座間味秀勝村長までずっと5回目同じ内容で、ぜんぜん変わっているように見えないんですけど、この水族館の家屋のトタンも真っ赤になって、本当に国立公園の中の一番みそばらしい感じを見えています。だからこの水族館の進展について答弁をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えいたします。議員ご質問の件は、字渡嘉敷1992-10という場所に所在する建物、これについてのことと認識をしております。当該土地には賃貸借契約が隣接して2件あります。2件とも借主が既にお亡くなりになられているというような状況です。まず、一番傷みの激しい建物について、これについてはですね先日相続人の方と直接私のほうでお話をしました。法律上でいえば最終的には行政代執行ということになるんですが、その前になんとか手が打てないかということでお話をしまして、相続人の方の課題としては、この老朽化した建物を取り壊す費用が捻出できないというお話でございますので、これについては費用の捻出の仕方というのにも具体的にいろいろ意見交換をしております。今後それに前向きに検討、取り組んでいくというようなお答えをいただいておりますので、その進展を待ちながら、また意見交換しながら引き続き取り組んでいきたいと思っております。

そして、その相続人の方も理解をされておりました飛散物、例えば、そこにあるトタンとか、そういったものが飛んで他に迷惑をかけるようなことがないようにということで、その管理は自分たちで今やっているというようなことをおっしゃっておいりましたので、そこも含めて意見交換をしながらうまく解決できる方法を導き出していきたいなと思っております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

本当にこの8年9年ずっとそのことで一般質問で取り上げておりましたけれども、本当に毎年毎年悪くなっています。前にも言ったことがありますけれど、研修生、青少年交流の家に行く研修生がバスの窓からその赤錆のトタンを見ながら、これが国立公園かなという

感じを思っていると思いますから、早めに解決をやってくれたら幸いです。よろしくお願いします。

議長、これで終わります。

○ 玉城保弘議長

これで4番宮平鉄哉議員の一般質問を終わります。

次に、5番座間味満議員の発言を許します。

○ 5番 座間味満議員

皆さん、おはようございます。一般質問に入る前に、前回の定例議会で一般質問させていただいたんですが、クリーンセンターの件、民生課長に頑張ってもらいまして、少し電化製品が片づいたかなと思っていますので、これからもぜひ頑張って積もらないように努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問通告書のとおり一般質問に移りたいと思います。近年、一括交付金が非常に使い用途が分からなくなってどんどん沖縄の予算が削られてきているということなんですけど、これについての1番、一括交付金の利用計画についてお伺いします。次年度、もうそろそろ12月、次年度の予算に入ってくるわけなんですけど、これに対しての事業計画は、一括交付金を利用した事業計画はできているのかお伺いします。村長、答弁お願いします。

○ 座間味秀勝村長

座間味満議員のご質問にお答えいたします。まず、次年度の沖縄振興特別推進市町村交付金、一括交付金、これの村の事業計画ということでございますが、これについてはですね、これから取りまとめ作業を行います。例年ですと11月中旬に事業計画の素案を取りまとめて県へ報告し、県を通じて国へという段取りとなっております。

○ 5番 座間味満議員

確かに村長がおっしゃるとおり、これから予算の計画に入っていくと思うんですが、使い用途に関しては使える予算と使えない予算があると思いますので、つかいやすいのが災害ということになっていると思います。災害、環境整備、そういうのに充てるようにひとつ努力をしていただきたいと思いますので、ぜひ村長、首長はじめ、各課長は努力していただきたいと思います。

続きまして、2番の似ているような質問ですけれども、交付金がどんな事業につかえるか。ただいま私が質問したとおり把握しているのか、そのへん中身をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えをいたします。沖縄振興特別推進市町村交付金、これの対象事業というのは、この交付金の要綱第3条で規定されております。そこでは別表に掲げる事業というふうに列記されておりますが、沖縄振興に資する事業であって、沖縄の自立、戦略的発展、これに資するものなど沖縄の特殊性に起因する事業が対象となるというふうなうたわれて

おります。基本的には他に補助メニューがないものをこれをもって充てるといような考え方で進めております。

○ 5番 座間味満議員

これですね、村長、やっぱり中身に関してこれから上げていくというような答弁なんですけど、実際、電話でやるんじゃないかと県に出向いて、県の総務と調整しながらどのように使えるかというのまで話し合いする必要があるんじゃないかと。以前に沖縄県の総務課に知り合いがいたものですから話して聞いてみると、どんどん使いなさいという話をきいたんですよ。だからそれについて中身を把握していないから使用用途が分からないというのがあるんじゃないかと思って、今回、一般質問に出したんですけど、そのへん直接出向いて話し合いをするのも私は必要じゃないかと思いますので、今行かないと、村長が先ほどおっしゃったように11月からもう次年度の予算に入っていくということですから、そのへん村長の考えはいかがでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

まずですね、直接出向いてというお話がございましたので、1点それについては報告書、書面で提出しております。行政報告書の中でも7月1日に直接沖縄県市町村課の森田課長ほかと意見交換をしております。これは何かといいますと、今公民館の建て替えを検討しているという中で一括交付金をどのように活用できるかということについて少し意見交換をさせていただいたところであります。これ以外にも、一括交付金に限らず、沖縄離島活性化推進補助金とか、非常に有利なメニューがございますので、これらについては直接内閣府であったり、担当者と出向いて意見交換をさせていただいて、今後うまく活用できるようにしていきたいというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

公民館の話も以前から私も一般質問で何回も出しているんですけど、なかなか進展がないということで、今村長が答弁したとおり非常に期待していますので。そして内閣府、いっぱい予算がもらえるそうです。そのへんも直接、県を通しながら内閣府からも取れるような予算、これはもう首長をはじめ課長、そしていいんじゃないですか議員も一緒に伴って行って折衝すると。議員なんかでは予算の交渉はできませんから、一緒に共に行って予算獲得するというふうにしてもらいたいと思いますので、ぜひ村長、そのへんは考えて努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、少し関連する話なんですけれど、2番、とかしき島一周マラソンについてなんですが、ホームページにも出ていたということで、今年度は開催しないということで聞いたんですけど、その理由をお伺いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

それでは、これまでの経緯をご説明させていただきます。今年度に入りまして5月18日に書面会議になるんですけど、事務局の長の方に対して開催の可否について書面で問うた

んですよ。その段階では皆さん実施すべきだということになっていましたので、事務局としても実施する方向性で話を進めていました。2回目の会議、5月27日になるんですけど、こちらのほうは事務局、各部長のほうに集まっていただいて、実際開催する方向性で協議をするんですけど、今までどおりということではなくて、ある程度縮小が必要ではないかということで意見をお伺いするという会議を実施しました。その時にある程度具体的に固まっている案がないのでちょっと協議は難しいですよということになったので、再度事務局においてどの程度規模を縮小するのかという協議に入っていました。その後、6月中に協議をどのくらい縮小するのか、ボランティアはどのくらい減らせるのかという協議をしていたんですが、6月末頃からまた新型コロナウイルス感染拡大が始まりまして、こちらで協議していた段階だと縮小開催するにしても医療確保、その当時、医療従事者の方が感染して医療が逼迫しているという話も出ていました。実際その毎年うちのマラソンを実施してもらっている琉球新報さんにも相談を持ちかけたんですけど、やはり離島で開催することになる場合、医療の確保が難しいということに最終的になりましたので7月20日に集合会議を開いて、また部局長の方に出席していただいて、事務局としては安心安全な大会運営が難しいという判断になりますので延期したいという議案を上げて、それを了承してもらいました。こちらの結果を7月27日のとかしきマラソン実行委員会総会書面会議になったんですが、こちらのほうでこの意見で延期の決定について審議していただいて、賛成多数により延期が決まったということになります。こちらが経緯になります。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁についてなんですけれど、実際ホームページでも中止というふうにうたっていましたけれど、これは延期というふうに解釈して課長よろしいですか。

○ 小嶺国土観光産業課長

とかしきマラソンについては、これまでも中止ではなく延期ということを取りらせていただいておりますので、大会自体を次年度に延期してということになります。

○ 5番 座間味満議員

次年度ということは平成4年度じゃなくて平成5年度にやるということですか。令和、失礼しました。

○ 小嶺国土観光産業課長

そうです。年度でいうと令和5年度ということになります。実際、実施するのは令和6年2月を予定しております。

○ 5番 座間味満議員

じゃあもう令和4年度はやらないということになるわけですね。先ほどの答弁だと検討中ということだったんですけど、ただいまの答弁を聞くとなんか話がちょっと食い違っているんじゃないかと。私の理解としては、令和4年度は延期してでもやると。そして検討中というふうに私は理解したんですけど、これは令和4年度はやらないということで理

解していいんですか。

○ 小嶺国土観光産業課長

はい、そのとおりです。

○ 5番 座間味満議員

今ですね、実際7月27日に検討会を開いたということをお伺いしたんですが、いわばナハマラソンを自粛して、南城市の尚巴志も実際やることになっていますよね。そのへんこんなに早く、コロナもだいぶ落ち着いてきていますので、中止ということで非常に残念ではあるんですけど、これからもう少し前向きに検討するという予定はもうないわけですか、これでもう終わりという理解でよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えいたします。先ほど来、話の中で検討なのか中止なのか延期なのかというお話が入り交じっている感じがします。まず、15回大会までは実施をしております。16回大会がずっと延期になって今も延期をしましょうという決定をしたというご理解をいただきたいと思っております。言葉としては中止ではなくて、16回大会を持ち越しているというような考えになります。繰り返しになりますが、課長からも話がありましたけれども、離島での開催について、やはり医療体制の確保、島外から医療ボランティアを相当数入れての開催をしてきましたので、その確保が難しいと現状では。そのめどが立たないということがあります。準備をするにも半年、あるいはそれ以上の期間を要しますので、半年前の時点でめどが立たないことを見切り発車ということはできないというふうに考えておりますので、延期を決定したいということでもあります。

○ 5番 座間味満議員

令和4年度はもうやらないと。それに付随するんですけど、これは一般質問とはずれるんですけど、村の駅伝大会、このへんについてはどうお考えでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

駅伝大会については、例えば島外からボランティアが必要とか、そういう状況ではございません。例えば島内だけで、あるいは例えばいろいろPCR検査であったり抗原検査であったりといったことを義務づけて参加してもらおうということは可能かと思っておりますので、そこは実施に向けての検討はこれからというところでございます。

○ 5番 座間味満議員

実施に向けての検討という答弁なんですが、村長これいつまでに決定、それとも、もうやらないという中止というのはいつまでに決めるのか、そのへんお願いします。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。例年駅伝大会というのは1月に開催しておりますので、準備期間等を含めて一月程度時間があればその決定ができるかと思っておりますので、年末あたりを一つのめどになるのかなというふうに思っております。このグラフを、ちょっと遠いんで

すがご覧いただきたいんですが、この赤い折れ線グラフがどんどん上っております。これは今180名、これは村内の感染者。村民の感染がずっと上り調子できているという状況でございます。こういったこともありますので、実際この年末に、この状況がどうなっているのかということを今予測することは非常に困難ですので、その時にまた判断するということになるかと思います。

○ 5番 座間味満議員

村長、今の答弁に関して1月に判断するという事なんですけど、このへん選手としては1月に決定した場合に無理なところもあると思うんですよ。やっぱり出るからには練習をしないといけないということもあると思いますので、そのへんもう少し1月じゃなくて、やるかやらないかというのは執行部体協のほうで検討すると思うんですけど、そのへんに関しての周知を、選手達に周知するのも必要じゃないかと思いますので、そのへんを中身をよく検討していただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

次、3番目、最近、農道の草が道路をふさいで、車を走らせても車が傷つく状態ということなんですけど、こちらにあります農村整備振興事業、素晴らしい内容ではあるんですけど、約9年に係って総事業費が4千416万円ということなんですけど、これに関してじゃあ9年間で実際やった場合に全部これ刈る、非常に素晴らしい計画ではあるんですけど、9年間係ってこれだけ4千400万円余りつかってもどんどん後ろからまた草は生えてくると思うんですよ。それに関して具体的に何年度はどこからどこまでやるというふうな事業計画というのは立てていますか。

○ 小嶺国土観光産業課長

ではご質問にお答えいたします。現在、渡嘉敷村が立案している渡嘉敷村農村整備振興事業につきましては、取り組み年度が令和4年から令和6年度の一応3年間の計画になっております。その間に農道、あるいは農村公園周辺の草刈り作業を実施することになっておりまして、先ほど議員がおっしゃったみたいに最初に刈ったところは年度の後のほうでまた伸びてくるのではないかという話になると思いますが、現在の計画が令和6年度までになっておりまして、そういうサイクルを重ねていくという認識で現在はいます。

○ 5番 座間味満議員

令和13年度とこれに整備振興事業に関しては13年度と言っている、じゃあ実際6年度で整備できると、予算も消化できるということで理解していいんですかね。

○ 小嶺国土観光産業課長

すみません、事業期間については令和4年度から令和13年度までとなっております。その間の総事業費の計画が今表示されている金額になっておりまして、ただ、現行計画では6年度までというサイクルを考えていて、その後もそれをまた継続的に整備していくという認識であります。

○ 5番 座間味満議員

じゃあ6年度までにやって、もし終わったら完了したということでまた新たに追加でやるというふうなことで理解してよろしいのでしょうか。

○ 小嶺国土観光産業課長

はい、主管課としても、そういう認識でおります。

○ 5番 座間味満議員

ぜひですね、村長はじめ村の美化運動に取り組んでいるわけなんですけど、ぜひ達成できるようにですね、もうこれ以上は聞きませんので、努力していただいて、それ以降、また令和6年度以降にまた予算を獲得して頑張っていたきたいと思いますので、これ見たら素晴らしいですね、花も植えるという計画もできていますので、ぜひ達成できるように頑張っていたきたいと思います。

それでは最後に、災害現場についてなんですけど、入札の不調が続いているということで、おそらく業者としては単価が合わないから入札取らないというのが現状じゃないかと思いますが、それに対して村としてはどのように努力しているのかをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えいたします。まず入札不調、これについては村が予定価格を設定する際の設計額、この設計額と応札者、業者ですね、工事業者が入札する際に想定している価格、入札価格、予定価格はイコール設計額と考えていいと思いますが、設計額と入札応札をする価格にかい離があるために入札不調が起きているというふうに考えております。このかい離を解消するため、設計書の見直しなど必要となると考えているんですが、まず設計書というのは基本に基づいて作成されております、基準がありまして。これを見直す場合、どの単価をどの程度、あるいはどういう理由で見直すかということをしかり説明できるように整理する必要があると考えます。

これについては現時点では設計価格の見直し、その他の現時点で入札不調に対する対策として考えているのは、直ちに設計価格をいじるのではなくて、設計は適正な設計をしていると考えておりますので、それでも小規模事業について金額の小規模なものについてはなかなか落札しづらいという傾向がありますので、いくつか複数工事を抱き合わせて発注するというようなことで、今後対応していきたいというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

確かに単価が年2回、県の単価が違ってきますよね。それに対して不調というのは私も理解はしております。それに対してじゃあおちなかつた理由、直接業者に電話して確認する必要もあるんじゃないかと私は思うんですけど、そのへんの考えを村長にお伺いします。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えいたします。直接、入札不調となって業者に直接電話等での問い合わせはしておりませんが、その前にまず入札予定日に業者が辞退というかたちですので、入札さえ成立しないということがほとんどです。ですので、その時に業者さんのほ

うから、なぜ辞退をしますかという辞退届というのが出ております。その中で一番多いのは、他の工事で、要するに沖縄本島ですね、指名業者さんは沖縄本島の業者ですので現場を持っていて離島で技術員を派遣することができないという理由がほとんどです。ですの
でなかなか離島に業者さんが、こちらとしては適正な工事価格を設定して入札には応じて
いるんですけども、なにせ技術員、人間が確保できないということでなかなか入札に応
じてもらえないということで、そういう状況が起こっているというふうに理解しております。

○ 5番 座間味満議員

確かにそのへん私も分かってはいますけど、村長が先ほど答弁したとおり抱き合わせて
やるというのはちょっと無理じゃないかと考えています。それで繰り越し、もう2カ年目
ですよ。2カ年目過ぎると補助金下りませんよね、査定がまたできるのか。そうじゃな
くて一般を持ち出してやるのか。以前から宮平議員から話が出ているように、崩れて落ち
たところも実際あるわけですよ。そのへんに対して村は何も努力していないと私は理解し
ているんですけど、抱き合わせは難しいと、じゃあ補助金もつかえなくなると、それに対
しての考えはどのように考えているのか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

ご質問の件は災害の工事のことかと思います。補助金をつかえるつかえないというお話
はですね。その前に、この工事の価格というもの、先ほど総務課長も説明しましたけれど
も、積算の基準というのがございます。その基準に照らして積算をしております。その積
算に基づいて災害復旧事業費ということで補助金がいただけるという流れとなっております。
先ほどの説明にもありましたけれども、価格云々という前に技術者の確保ができない
という理由があるという部分がございます。これらを解決するためにどういう方法がある
かといったところで、先ほどお話をしたいいくつかの事業を掛け持ちで施工できるようにな
れば、そこの部分を解決できないかというのが、今、考えている改善手段ということであ
ります。

○ 5番 座間味満議員

もう2年目に入っていますよね。これ以上は言いませんので、ぜひ次年度できるように、
人災が起きない前にちゃんと対応して完成するように、ご努力していただきたいと思いま
す。

以上で私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで5番座間味満議員の一般質問を終わります。

次に、6番當山清彦議員の発言を許します。

○ 6番 當山清彦議員

おはようございます。通告書に従いまして一般質問を行います。まず、港湾行政につい

て伺います。渡嘉敷港の管理について伺ってまいります。現在、この管理を県の沖縄県港湾管理条例で管理していると思っております。またその下に紐付くものがないので、管理上の現状と課題について観光産業課長から答弁いただきたいと思っております。

○ 小嶺国土観光産業課長

ご質問にお答えいたします。管理上の現状といたしましては、施設の破損や不具合等が発生した場合、県へ要望を行い補修を行っていただいております。課題といたしましては、実施までに時間がかかっている場合があります。平成31年4月1日から運用されている沖縄県管理港湾に関する市町村要望への対応方針により、市町村へ一部権限が移譲されており、港湾施設の簡易補修、法定点検は市町村において実施できるようになっておりますが、屋根や躯体の補修など規模の大きい件については、やはり沖縄県への要望が必要になると考えております。

○ 6番 當山清彦議員

事前に課長のほうからも話を伺ってしまして、その中で特にターミナル、通路の屋根ですとかそういったところの補修に時間がかかっている。他の様々な施設の新たな設置ですとか、そういったものが順番に回ってくるというような話も伺っています。県の船舶課の買取事業のようなかたちで順番が回ってくるのかなとかたちで思っておりますが、どうしても港湾施設の利用者というものは村民もありますが観光客の皆さんもあるわけです。高速船のバースのところの通路の屋根、あそこも破損して随分経っています。フェリーの前の屋根も破損している状態。ターミナルの破損も多いと思っております。

そこでですね、県の港湾管理条例に紐付くかたちで村で管理できるような条例というものをつくることが可能なかどうか伺います。

○ 小嶺国土観光産業課長

補足になりますが、現時点で沖縄県のほうに港湾施設の補修という要望というかたちで上げておりまして、屋根付き通路、浮き桟橋、あと港湾内のインターロックが落ちている部分に関しては、要望が通っている段階になってまして、沖縄県のほうが発注を行ってはいそうなんです。ただ、こちらのほうも落札されないということで、今現時点でこちらが報告受けている段階だと、2回目の入札までが不調になっていて、3回目の準備をしているということになるそうなんです。なので沖縄県のほうとしても実施に向けて作業を進めてくれているという認識になります。

本村でその部分の工事を施工するというかたちの条例等を整備することについては、現行、観光産業課としては要望と、あと軽微な補修として予算を組んで対応していけるかという認識になっております。

○ 6番 當山清彦議員

要望されているのも分かりますし、ただ時間がかかり過ぎているということなんです。屋根の補修なんかは簡単に簡易的なものでもできるんじゃないのかなと思っているんで

す。それを県の管理だからといって何も手を付けていないのが問題だと思っているんですよ。その点に関してはいかがなんでしょうか。

○ 小嶺国土観光産業課長

沖縄県から権限を移譲された際に、港湾管理委託金として年間450万円程度の委託金をいただいているんですよ。こちらで賄える範囲であれば可能ではあるんですが、この委託金の中からターミナルの光熱水費、あと施設の委託管理費等を見ると、そんなに余裕はないというかたちになります。

令和3年度でいうと、この委託されている金額からシャッターの修繕費であるとか、あと安全管理に必要な物品とかを購入していただいているんですけど、どうしても屋根とか躯体とかの補修になりますと、この額では賄いきれないというのが現状となっていますので、全く何もしていないということではなくて、かなり軽微なものに限定されるんですが実施はしているということになります。

○ 6番 當山清彦議員

限定して伺いますが、通路の屋根、先ほども言いましたけれどフェリーバースの前、あと高速船の通路の途中、ずっと穴が空いていますよね、飛んで。なぜあれに手を付けないか。金がないというのは意味合いは分かりますよ。管理が県だから、だからこそ何かできないのかという話をしているんです。あれじゃあ雨はしのげないですよ。その点どうにかして修繕しようという考えはないんですか。県の対応を待つ、それだけでそのままにしておくのか。長いことあの屋根はないですよ。そのへんを伺います。

○ 小嶺国土観光産業課長

通路の屋根の飛散については沖縄県に要望しているということもありますので、沖縄県にやってもらうという認識になっています。ただ、議員がおっしゃっていることも課長としては理解しているので、そこについてはご期待にそえるかどうかは分かりませんが検討してみたいと思います。

○ 6番 當山清彦議員

先月からずっと決算審査で役場におりますが、あれも災害とかにもあたると思いますし、そこで県が管理しているから、県に要望しているからというのが僕は問題だと思っているんですね。予備費つかえばいいじゃないですか。しょうもないことに予備費いっぱいかかっていますよ。この件に関して答弁者に通告はしておりませんが、村長いかが思いますか。

○ 座間味秀勝村長

予備費というお話もございますけれども、そもそもですね、要するに村が一般財源、村の持ち出しをしないのでできる予算があればそこを活用していこうというのが村の考えであります。県が今実際修理にあたっている、発注をしているという状況であります。であればそれまでの間、1年半とか2年、3年近くなるんでしょうかね、その間は何もしなかったのかという話であれば、そこは一般財源持ち出してでもやるべきかどうかということの

判断になるのかというふうに考えます。

基本的に、先ほども申しましたけれども、村としては村の財政に余裕があるわけではございませんので、そこはしっかり活用できる予算を活用してやっていくという方向で検討してきているというふうにご理解をいただきたいと思います。

例えば、人の生命に関わること、というようなことであれば急ぎでもやらないといけなと思いますけれども、そこまでの緊急性はないだろうという考え方でおります。もちろん屋根がないことで雨に濡れるということはありますけれども、なんとか避けることもできるのではないかとということも考えられますので、そこは緊急度としては沖縄県がやってくれるのであれば沖縄県でお願いしてやってもらえんというふうに対応していくということとであります。

○ 6番 當山清彦議員

言っている意味合いはものすごく分かりますよ。ただ何年も放置して、簡単にでもいいから直せばいいじゃないですか。簡易的に修繕して、台風的时候はまた外せばいいだけですから。そういったことも何もしないのかという話をしているんです。今後また協議していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。高速船バースでの事業者と当局とのトラブルについてお伺いしますが、これに関しては管理側の観光産業課、そしてそのトラブルについての苦情が船舶課に集中しているということ、あと事業者ですね、事業者に関してはお客様を待つ方々、自車の車の前で待つ方々、そしてスロープの前で待つ方々、このスロープの前で待つ方々のところでちょっとトラブルが起きていると伺っています。トラブルについての現状と今後の対策についてお伺いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

ご質問にお答えします。本件は船舶課より、高速船の下船時に事業者の方が顧客等への案内等を通路上に行うことにより、他の旅客の通行を阻害していると連絡があり、注意喚起の目的で立ち止まらないでくださいの掲示を行ったことについて、業者の方と村との間で認識の違いがあったものと考えております。

掲示物については、現在撤去しておりますが、村といたしましては掲示を行った場所は旅客通路であり、基本的には通行する方が優先されるべきであり、案内等により他の通行者へ支障があることは問題であると考えております。フェリーの乗降口付近でも業者の方が密集し通行の妨げになるような場面があるようですので、港湾施設の使用法について関係機関と協議を行い、適正な利用方法を検討していきたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

この点に関しても結局村で管理規則がないですね。そういう状態だと思っております。今課長が答弁した関係機関というのはどこのことですか。

○ 小嶺国土観光産業課長

現時点では商工会、あるいは観光協会を主軸に協議していきたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

そこで、すみません答弁者に指定したいんですが、船舶課長、通告していないので無理であればいいんですが、こういった苦情がきているのかというのを教えていただけたらと思うんですが。

○ 新里武広船舶課長

苦情といたしましては、特にマリンライナーから降りてこられるお客さんが事業者のバスに行く途中に横断歩道がありますよね、そこを通って行きたいんですが、そこで業者の方が札を持て立ち止まっていると、そこで業者に捕まえられると、まあ介入ですね。そういったのがあってなかなかバスの所まではスムーズに行かないですということと。もう一つは今コロナ禍において、事業者の方が船舶課の方では常にマスクの着用をお願いしているところではあるんですが、事業者の方はマスクもせず、そこで立ってお客を誘導しているという問題が船舶課の方に届いております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。それで観光産業課長、商工会観光協会とかではなく、もう待たれている方わかるじゃないですか。たぶん加盟していない人もいると思うんですよ。そこにいる人たちに声をかけて、観光産業課だけじゃなく、あそこで窓口としてあるのは船舶課ですから、船舶課も含めて3者で協議をしてちゃんと規則として作って、事業者の方々にはそのルールを守っていただくというものまでやっていただきたいと思いますが見解を伺います。

○ 小嶺国土観光産業課長

ルールは必要だと考えますので、船舶課も含めて協議して、その規則等が作成可能かどうかを検討していきたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

よろしく願いいたします。それでは次に移ります。3番ですね、2019年3月25日に当局は廃船処理に関する見解をホームページで公開しております。そこでこちらを公開して現在までの進捗状況を伺います。

○ 小嶺国土観光産業課長

ご質問にお答えします。廃船の処理につきましては、見解を公開したあと阿波連漁港については漁協との共同で通知等を行い処理を進めておりますが、渡嘉敷港については調査段階で廃船と特定できる船舶がなかったこと、放置船と思われる船舶の所有者情報が個人情報とのことから入手できなかったことのより進んでおりません。今後も情報収集を行い廃船、放置船であるという情報がある場合は、所有者等が特定できるのであれば指導を行い適正に処理していきたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

阿波連は徐々になんか進んできているというのは伺っています。先ほどの座間味議員との質問の中にもありましたが、ここで廃船の処理に関して行政代執行等を考えているかどうか伺います。

○ 小嶺国土観光産業課長

現時点においては行政代執行等を実施して廃船処理ということではなくてなるべく所有者を特定して話し合いをして、なるべく片づけられるんだったら片づけていただくというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

今現在把握している中で、持ち主がわからない船というのがあるんですか。私は大概聞いていたらわかるという話を伺っているんですが、持ち主がわからないとかはありますか。

○ 小嶺国土観光産業課長

持ち主がわからないということが明確になっているのではないと自分も思っております。例えば船がある程度ずっと起きっぱなしになっているというかたちでも、その所有者の方が利用するというふうになった場合は放置船ではないという認識になりますので、そうするとまた状況を確認して、また協議していくというかたちになるというのが実情です。

○ 6番 當山清彦議員

この件に関して水産庁の補助メニューでいろいろ調べたんですが、うちの場合ちょっと規模が少なく、これも漁港だけに限られるんですが、阿波連漁港に関してもちょっと規模が少ないということで、このメニューの活用ができない。というのが問題だと思っているんですね。そこであとは廃船処理のお金がかかりすぎるというところで村がある程度補助を出しますと、だから撤去をしてくださいという促し方というのは考えられないですか、伺います。

○ 座間味秀勝村長

今のお話がありましたけれども、これ個人の財産です。これを処分するのは個人の責任だと思っております。先ほど老朽化した建物のお話もありました。であればそれもじゃあそれも村がやるのか補助金を出してやるのか、負担してやるのか、いろいろ議論が出てくるところだと思いますので、これ今この場ですぐにどうしますということはちょっと回答はできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○ 6番 當山清彦議員

廃車の処理にかかるところの部分だとある程度補助もありますよね、そういったことも含めてですね、ちょっと協議していただけたらと思っております。今、阿波連漁港が手狭なのはずっと前からですが、今、渡嘉敷遊漁船バースですね、たいへん手狭な状況になっております。また上の方に避難できない船もございますので、これもしっかりと村民の財産を守るという観点からしっかり協議していただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

次、教育行政について伺います。以前、指摘申し上げました。またPTA役員で教育長にもお願いにまいりました。小学校校舎のコンクリート剥離について以前指摘した内容がまだ直っていない、まだ誰でも通れる状態です。もっとちゃんとした規制をしてくださいというお願いもしましたが、まだされていない。当局も危険というのはわかっているはずです。ここについて進捗状況を伺います。

○ 金城和作教育課長

議員の質問にお答えいたします。現在、剥離部分についての状況としては進んでいない状況というのはおわかりだと思っています。島内業者に見積を依頼して数箇所お願いしているところなんですけれども、見積調書ができていない状況であります。学校安全点検報告を受けて現状は注視しているつもりなんですけれども、剥離部分について手前で対応できないかというのも今検討しております。事務局の職員対応、それから観光産業課の営繕係りの方へも依頼ができないか、今、計画を練っているところです。島内での見積が少し今厳しい状況になっているんですけれども、安全点検を受けて現場を確認して剥離の部分を確認しながら把握をしながら進めていきたいと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

この件に関しての要望はもう長いこととなっております。まず安全対策のネット直ぐにでもやっていただきたいです。今課長からいった営繕係にでもやっていただきたい。入口というか倉庫と校舎との間ですね、今カラーコーンにロープだけです。工事現場にあるような壁子どもたちが入らないようにしっかりと安全対策を行っていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次に2番、職員が不足している幼稚園職員の勤務状況について、これもPTAと当局と幼稚園職員で何度も何度も協議を重ねてまいりました。そこで課長も変わりまして、まず引き継ぎがしっかりできているかということと、そしてコロナの感染拡大があつて協議がストップしている状態でございます。現在の職員の勤務の実態についてと改善ができているか、進捗状況を伺います。

○ 金城和作教育課長

議員の質問にお答えします。現在、会計年度任用職員のフル、有資格者の募集を継続にかけている状況です。繰り返し募集を行っておりますが、配置はできておりません。現在も勤務状況については、教頭が担任と管理職の業務を掛け持ちで行っていただいている厳しい状況です。担任を担ってもらえる有資格者の配置が急務だとすごく現場からの意見も父兄からの声も上がってきているので、すごく感じているところなんですけれども、現在、配置ができていない状況です。村内募集もかけております。人材派遣も検討して取り組んでいます。応募がない状況であります。勤務の改善については、改善の対応ができていないという現状です。

○ 6番 當山清彦議員

コロナ禍で、今、幼稚園教諭は2名ですよね。2名で教頭が担任をみている状況であると思います。そこで休日出勤も当たり前の状況で出勤も相当早いです。その上で管理職はまた、事務業務も管理職の業務もある中で、この2人に対して時間外手当とかちゃんと付けていますか。

○ 金城和作教育課長

教諭2人についてなんですけれども、一般教諭の方には時間外勤務が発生しております。管理職の方については管理職手当をいただいている観点から時間外勤務の手当は発生させておりません。

○ 6番 當山清彦議員

管理職手当があったら時間外手当は貰えないという法的根拠はあるんですか。

○ 金城満総務課長

基本的にですね、職員の給与に関する条例、それから給与支給に関する規則の中で、管理職、職員以上については管理職手当を支給させておりますので、時間外勤務手当は一般職にしか支給させないというふうに明記されておりますので、その中での今、取扱いというふうに理解をしております。

○ 6番 當山清彦議員

総務課長、本当に明記されていますか。管理職手当を出していたら時間外手当は付かない、そういうのが明記されているのか、一般職にしか時間外手当は支給されないそういう明言されていますか。

○ 金城満総務課長

そういう取扱いという意味合いです。時間外勤務手当は管理職手当には、これまでも支給しておりませんので取扱いがそういうふうにしていますよということです。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

そこでその法的根拠分かるのであれば、お答えいただけたらと思います。

○ 金城満総務課長

先ほどは規定の話をしましたけれども、労働基準法の中に労働基準法の第41条の中で管理職手当には残業代、超過勤務手当は支給されないということが明記されております。

○ 6番 當山清彦議員

今、その資料が私手元がないので見えないのでわからない、管理職手当にはと書いてありますか。管理職手当には時間外が付かないという意味合いであれば別の見解ができると思うんです。管理職手当に上乘せというかたちではなく時間外手当は付けれるんじゃない

ですか、その言い方だったら、どっちですか。

○ 金城満総務課長

管理職には、というふうに。

○ 6番 當山清彦議員

には。

○ 金城満総務課長

管理職には。ではもう一度すみません、こちら今書いてあるのを読みますね。管理職には残業代、超過勤務手当が支給されません。この根拠になるのが労働基準法第41条には残業代が支給されないことが定められておりますということです。

○ 6番 當山清彦議員

今この過酷な労働条件の中で簡単な話、今、教頭にもし辞められでもしたら本当に大変なことになると思っていますよね、2名ですよ。2名でやっていて職員には手当を付ける管理職には付けない、だったら手当を付けないのはわかりました。何かしらの方法はないですか。これを検討していただきたい。じゃないと今後の保育士であったり、幼稚園教諭の担い手がいなくなってくると思うんですよ。保護者からも不安の声があがっているんですよ、今。今の過酷な勤務状況の中で子どもたちの安心安全な保育ができるかということなんですよ。そのへんに関してちょっと当局から見解を伺いたいです。

○ 新崎直昌教育長

當山議員のただいまの質問ですけれども、確かに求人呼びかけてもなかなか応募者がいないということもありますけれども、例えばかなり産前休暇とか、そういうもので今休職中の人たちもいたりして、そういうことについてのスタッフをきちんと準備できないということについては非常に責任を感じています。それで管理職云々の手当云々のことは総務課が窓口ですので、むこうの方に結論を出してもいいと思いますけれども、私としてはそういう今の状況で、積極的に応募してこない、そういうような状況の中で、どうやってスタッフを揃えるかというのが一番の悩みです。

それと夏休み後2学期に入ってからですかね、うちの職員も交代でヘルパーで行ってはいますけど、それで間に合うような、そういうふうな状況ではないということも議員ご理解をいただきたいなとそういうふうに思っております。

○ 金城満総務課長

今、幼稚園が非常に厳しいというのは、事実上私たちも大変、受け止めているところです。先ほども教育課長が言いましたけれども、募集を人材派遣会社を通して早急になんとかこの人材の確保については行ってもらうように努力をしています。ただし、幼稚園教諭職というのは非常に貴重な今人材で全国的になかなかつかまらなないと、ましてや年度途中というのが非常にネックになっておりまして、厳しい状況でありますので、それについては引き続き努力をしていきたいと思っています。ただし、議員の今思いというものが時間外も

あれだけして朝も早い夜も遅い管理職とあるがゆえに2万円ぽっきりで今仕事をしている状態であるというのも、これも確かにそういう思いも私たちも思っております。ただしですね、これは規定というのは法律もそうなんですけど、これはもうしっかりと法律が基本原則になりますので、それが何かしらのかたちで当該者に手当なのか、その他の方法なのかというのは慎重に協議議論をする必要があるかと思っておりますので、これについては今どうのこうのという今立場で申し上げられませんが、これは課題として宿題というかたちで、少し何か手だてがあるのか、少し検討させていただきたいというふうに思っております。

○ 6番 當山清彦議員

法令遵守を基本原則として、ただし、職員も守る、子どもたちの安心安全も守るというところからしっかり協議をしていただけたらと思います。あと私もPTAの立場からもこれからお願い事があると思いますが、何とぞご対応よろしくをお願いいたします。

次の質疑に移ります。保育行政について伺います。待機児童解消・保育所業務など一部見直し等の請願書が渡嘉敷村母子推進委員から、村長に対して提出をされて3カ月がたちました。その中で改善策も見えてきております。そして7月11日に民生課長、そして保育所主任と担当職員さんの3者と、私、立会で保護者の方と協議をさせていただいて、そこからの進捗状況について、民生課長、伺います。

○ 新垣聡民生課長

議員の質疑にお答えします。議員のご質問の中にある請願書は6月3日に議員も同席され、村長室にて村長が受け取っております。請願書には289人分の署名がありましたが、その中に重複していた方が11名、また本人の自書でないと思われる署名が約50人分ありました。その請願書の中には6点ほどのご質問があり、それについて県や南部福祉事務所、また他の市町村へご教授いただきながら打開に向けて協議を重ねております。その後7月11日に、先ほどおっしゃられました議員も同席されて、保護者の方々と私、あと担当の係り、主任保育士を交え意見交換を行い、すぐに改善できる点は、保育所現場と調整をしたのち保護者の方へ意見交換会の回答として文書にてお答えしております。

また、請願書全体の回答については意見交換の中で、新たにでた意見も考慮し、待機児童解消に向け、最善策を検討しております。また、去った9月5日には母子推進委員の2名の方へ回答が遅れている原因を係りのほうから説明させていただいております。今後とも、待機児童解消のためいろいろとやっておりますけれども、基本的には保育士の雇用が一番の改善策だと打開策だと考えておりますので、今後とも全国的に広く保育士を募集して実施していく考えであります。

○ 6番 當山清彦議員

あの協議の後、担当職員もちろん主任、本当に努力されていたと思います。私も文書をいただきまして、待機児童じゃなく、交互に預かりができるかたちだとか、こういったも

のができるというのがすごく前進したと思うんですね。保育士がいないから物理的に預かれないというのを、交互に預かることで保護者の軽減を図っていただいた課長はじめ職員さん、保育所の皆さんに心から感謝申し上げたいと思います。また11月に保育士さん採用されると伺っております。そこで現在2名が待機を解消され、11月で2名が待機解消、その後1名退所予定で、12月からは入所できるんじゃないかというような希望も伺っております。ですので今後ともこのようなかたちで協議を進めていって、1%でも前進できるものがあるのであればご協力をいただきたいと思います。また私の保護者からまだ現在進行形で相談も承っておりますので、今後ともご協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで6番當山清彦議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、1番 與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

通告書に基づいて4点ほど一般質問をさせていただきたいと思います。まず学校教育問題についてでございます。これは今の時期、私が毎年質問していることでございますが、文部省が実施している全国小学校6年生及び中学校3年を対象とした全国学テストにおいて、沖縄県は毎回最下位だということを認識しております。それによって我が村の子どもたちはどうかという質問をしてきました。今までの答弁が県の順位よりも国の順位の方に近いという報告を受けておりますけど、今回はさらに具体的な答弁をお願いしたいと、渡嘉敷には小学校が2校あり、中学校が1校ありますので、それに対して科目的には答弁をお願いしたいと思っております。答弁者、教育長よろしくお願いします。

○ 新崎直昌教育長

與那嶺議員のご質問にお答えするわけですが、その前に、この調査結果を無制限に外に公開するわけではないわけですし、これは令和3年12月21日付の文部科学省の事務次官通知がありますが、それともう一つ全国学力学習状況調査の教育委員会の連絡事項というこの2つに反しないようなかたちでお答えをしたいと思っております。つまりこの調査目的というのは、自らの教育及び教育施策の改善それが教育課程の改善も含むと思えますけれども、学習状況の改善を図ることが一番目的としては重要なものであるということの方がうたわれております。それともう一つは各学校の序列化を促すものでもない、先ほども言いましたように、その学校の学習状況を改善する目的で、こういう学習状況の検査も含めてやっているんだというようなことを、ご理解をいただきたいと思います。よろしいですか。

お答えを申し上げます。今年ですね、今まで県で中学校の数学が非常に悪いということで1年間かけて、そういったこと教育長研修会などでも非常に指摘を受けました。ただし、良いことから先に報告したいわけですが数学に関してはですね、渡嘉敷中学校は全国平均をちょっとだけですが上まわっています。これは大きな改善になったと思いますし、もう既に学校ではそういう改善点を踏まえて職員同士で研修会をやったり、それから改善点といいますか、それをできるだけ全体で小学校、小学校だけじゃなくて、中学校は中学校だけじゃなくて学校全体で共有しようというような動きが強まってきているということは報告で聞いております。

もう1点ですが、これ非常に人事とも関係があったと思います。今まで中学校は本務職員の配置が非常に少なくてですね、だから要するに例えば高校の入試科目等についてはですね、中学校もぜひ本務職員を配置してくれというようなことは何度か申し上げてきたんですが、数学についてはそういうことが発揮できたかなというふうに喜んでいるわけですが。

また小学校については、概ね全国平均、あるいは県の平均を多少ですが上まわってきているというふうなこと。それから部分的にですが一部の教科、2教科ぐらいですか、全国平均を下回った科目もありましたが、平均的には良かったというふうな感想であります。この結果を受けてですね、各学校においては内容の分析を既に行っているということを先ほど話したとおりですが、今後の対応策どうすればいいかというようなことですが、教頭、教務主任を中心に、もう既に実施をしているということです。なぜ、具体的に、その点数を上げてくれないかと不満だと思いますが、先も申しましたように、やはり一番大事なのは、この結果でですね、結果を踏まえてもっと改善を目指して学校教育に取り組むと、あるいは先生方の指導力の向上であるとか、研修であるとかそういうふうな充実を図っていくのが、目的というふうに、この通知には書いてあります。それを遵守したお陰で、なかなか具体的な教科が何点だったかというようなことは、今のところは申し上げられないというふうなことですけど。でも全体的に見て、この数年成果は上がってきていると思います。

例えば、もちろん先生方の力量も上がってきたことも事実ですが、例えばオンライン塾がありますね、あの件もかなり有効に効いてきているというふうに感じております。それとタブレットの個人支給のそういう制度も出来上がりつつありますけれども、そういうことも含めて先生方の学校現場での指導力の向上等も図られているというふうなことで、もっと外部との連絡調整、あるいは教職員の力量の向上等も図られればですね、まだこの学習状況の検査の結果は上向くんではないかというふうに期待はしております。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

今、教育長の答弁で全国学力テストがどういう目的で実施されているかという、私はそのほうの質問はしていないけど、丁寧に答弁してくれて一層理解は高めているつもりであ

ります。これを私は新聞報告で情報を入手しての一般質問ですけど、漠然的に聞きますけど、全科目、県の順位より上だというような認識でよろしいですか。

○ 新崎直昌教育長

全科目、小学校中学校含めてですね、全科目平均を上回っていたというようなことではないです。2、3の科目が下回ったのもあったというふうに校長から聞いております。各学校もそういうことには敏感に反応して、ですからこの試験以後学校が先生方が一丸となって研修会をもう早速始めているというふうな報告も聞いております。これもテストの調査の結果は教育委員会にこないです直接は。研修委員会などで校長と話しをして、だいたいの程度までいっていますかと、県平均は確保されていますかとか、そういうふうな質問しかできないです。だから何点だったか、何点だったか各学校の順位を調べたのではなくて、県のものは新聞に出ます。だからあれが出ているので教科科目も学年も全て公開されているということではないように感じています。県にも島尻教育事務所にも学力担当の指導主事がいて彼たちが教育長研修会などに具体的なことは言わないですが、そういうふうな報告はしてくれています。以上ですけどよろしいですか。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

今、我々がこの問題についての情報というのは、マスコミ以外の情報以外では情報を得ることはできません。現場の学校の先生方に対して云々という質問でもありません。先ほど教育長がおっしゃるように、何らかの対策を打つという努力をするというふうな答弁ですけど、それはまたそれなりに学校現場サイドでも協議していることだと思いますので、どこか悪いところはまたそれなりの改善をしてできるだけ全国に近いレベルまで引き上げてほしいなと思うと同時に、離島というハンディを抱えながら現場で働いている先生方にも労をねぎらいたいと思います。

次いきます。施設管理についてでございます。青少年旅行村キャンプ場のプールの管理は現在どのような管理運営されているかという質問でございます。これはたぶん私が議員になる前に既に出来上がったものですので、築30年余りになると思いますけど、それはそれとして施設の目的が達成されていないままになっているが別の試案はありますか。という質問であります。たぶん用途変更等も行わないと、別な思案も生まれませんと思いますけど、そこらへんの手続き等もなされているのかどうかですね、答弁お願いしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

與那嶺議員のご質問にお答えをいたします。ご質問のプールこれは平成6年度から7年度にかけて沖縄コミュニティアイランド事業という事業の中で、キャンプ場といった施設も一緒に一体として2年かけて整備をされたその最初の6年度に整備をしたプールであります。当初は利用もされておりましたけれども造った当初からですね、ひとつ課題となっていたのが水の問題でした。プールに入れる水、水道水ではとても賄いきれないというこ

とになりまして、地下水を掘ったら地下水が赤水錆水ということで使えないということで何とか水道水を入れて当初は可動したというところですけども、その後数年2、3年ですかね実際使ったのは、その後使わなくてという状況が続いております。台風のとくに浜から打ち上げる砂そういったものがプールの中に入ってくるということで、このパイプを詰まらせて排水ができないとか、様々なトラブルを抱える中利用ができなくなった利用しなくなったというのが現状であります。

今現在、これをどうにかしようという案があるかということでございますけれども、現状においてはまずプールとしては使えに状況にあるというのが現状であります。他に用途変更というお話がありますけれども、実はこれだけの話ではなくてコミュニティアイランド事業で整備した一帯に保安林の問題が絡んでおります。これの解決をしながらでないと次なる手が打てない、再整備に向けた検討もできないというような状況であります。現状においてはそういった状況でございます。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

先ほど言ったように築30年程なるんですけど、観光客は本来はきれいな海があるわけですから海で泳ぐ目的でほとんど島を訪れていると思います。そもそも島に来てプールで泳ごうという客はなかなかいなかったんじゃないかなと思います。なぜああいうものを造ったのかなと、よく村民からも税金の無駄遣いだという声も多々聞かれることもありますので、できるだけ有効利用できるように一層の努力をしていただきたいと思います。

次、3番道路問題についてでございます。村道阿波連線はいつになったら開通できますかと、少々乱暴的な言葉で質疑しておりますけど、なぜそういう経緯に至ったかという、この問題に対しては、もう私何十回と質問しております。今残されている部分が解決すれば開通のめどは充分立つんじゃないかと思います。

一般質問した後にですね、昨日夕方この図面を渡されました。これは良い案だなと思って早速今日現場へ朝行つて図面見て、これだったらAさんのお家は立ち退きしなくてもできるなど、とても素晴らしい案だなと思っております。それに対して一部ではありますけど、AさんとBさんの敷地には少しかかっておりますので、そこらへんの用地交渉等はできているのかどうかですね、それをまずお聞きしたいと思います。

○ 小嶺国土観光産業課長

はい、ご質問にお答えします。用地の件だと認識しておりますが、Aさん前回の当初の計画だと敷地の真ん中から通っている方をAさんとして、その方の敷地に関してはまだ交渉が解決していないというか、交渉しても条件、取得ができていない状態ですので、その方の敷地はもう迂回して舗装をかけますというかたちになっています。Bさんの方はその

向かい側の敷地の方ということでよろしいですね。そちらの方のところの敷地も交渉ができていないという部分に関しては除外している。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

交渉ができていない。

○ 小嶺国土観光産業課長

ここの部分ということですよね。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

これ交渉している。

○ 小嶺国土観光産業課長

いやしていないんじゃない。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 小嶺国土観光産業課長

今ご質問のBさんについては、確認して後ほど回答をさせていただきます。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

一番ネックになっているのはAさんの所ですけど、今回、県知事、村議、県議会と選挙ポスターをそこに、委託されている業者が張りに行ったら釘1本も打たさないとというようなこともあって、掲示板を今回移動したと、それに至って今は一部はちょっと入っていますよね、この図面からすると。私の認識でしたら、お家自体はかからないにしても、少しは入っているんじゃないかというふうに認識していますけど、これ私の見間違いだったら大変失礼ですけど、入っていないんですか。

○ 座間味秀勝村長

現状は先ほど観光産業課長も答弁したとおり、用地についての交渉が妥結に至っておりません。でするのでその屋敷については触らずに現況の道路その幅員でもって舗装を張り替えるというようなことになるかと思っております。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

もし私の勘違いでしたら大変失礼な質問になっていますけど、再度聞きますけどAさんもBさんも一切ブロック塀には触らないということで認識してよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

Aさんという話でしたけどAさんの部分については全く交渉がされておりませんで、私もBさんの所については全く今把握をしておりません。私のところに上がってきていないということは、用地交渉なしで進めるんだというふうに理解をしております。このことについては再度確認をして、またお答えを申し上げたいなと思っております。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

村長、私の先ほど言ったね、一般質問、あまり細かく書いてないです。いつになったら開通できるかと、本来、私これ見てから、そういう質問を少し変えてはいますけどね、開通できないネックは何ってわかりますよね。あの西之橋の取付工事がされていないがゆえに開通できないわけですよ。別にここの所がAさんのお家まで云々じゃないです、私が言わんとしていることは。前回もいつも計画していましたよね、それも入札不調という話で、なかなか解決の糸口が見つからないというのが、私は現実ではないかなと思っています。先ほど座間味議員に対する答弁も抱きあわせという言葉を使っていますけどね、あれね村長、皆さん答弁の逃げじゃないかなと思いますよ。赤字工事をいくら抱き合わせしても業者は取りませんよ。見てごらん他の工事、結構入っているじゃないですか。業者も人がいないというのは断る理由づけですよ。ジャーキー工場なんかちゃんと入っているじゃないですか。他の、うちの村の工事だけですよ入っていないのは、県の工事もほとんど入っています業者いますよ。採算がないと業者もボランティアをしに来るわけじゃないですから、これずっと今の予算では来年なってもこれ解決の糸口は見つからないと思いますよ。もう一頑張りじゃないですか。あの西之橋の取付工事、あそこだけ解決すれば、もうこっち全部開通できるんですよ。こういう図面が来たからAさん、Bさんの話をしたんですけど、本来、私の一般質問には、この問題等は入っていなかったし、村長からも以前にもうあそこは一切触らないという話でしたので、私が言いたいのは、この予算の組み方、もう少し研究する余地があるんじゃないかと、そうじゃない限りは、さっきから総務課長もね、今までの予算は妥当な予算で組んでいると言う、皆さんの妥当と業者の妥当違うんですよ。何度もいうようですが業者はボランティアじゃないですよ、採算が取れない工事は来ませんよ。そこらへんもう少し研究して、1日も早く開通できるような糸口を見つけてください。もう一度重ねて言いますが、抱き合わせという言葉を使わない方がいいですよ。絶対来ませんよ、業者は。赤字工事を抱き合わせすればするほど業者はよけい来ない。赤字工事しにはわざわざこんな離島までは来ないですよ。職人もいます。それなりの金額でしたら業者も採算が取れないから断る理由づけですよ、これはひとつの。より一層なる研究をしてほしいと思います。

次いきます。村の人口推計についてでございます。これは本当は新聞も添付したかったんですけど、事務局長のお話では議会に新聞等を勝手に利用したらいけないということを私も改めて知って新聞等は提出していませんけど、去った8月23日の琉球新報へ掲載されていた「りゅうぎん総研」による県内将来人口推計をご覧になられたかと思いますが、どのように受けとめますかという質問でございます。

○ 座間味秀勝村長

その記事は私も拝見をしております。他にも様々な厚生労働省であったり、様々な国の機関からも人口動態、人口の見通しなど出ております。議員おっしゃるように、50年後20

70年までには人口が310人というような推計が出ているということでもあります。日本自体が日本国全体が少子化に人口減少にもう既に向かっている中で、沖縄県もついにそこに向かいだしたということが言われております。自治体、島、村を維持していくためには一定の人口規模というのは必要だと考えておりますので、それが維持できるような人口規模を今後も確保していく必要があると思っておりますので、これらを維持していくための施策これを着実に実施をしていきたいと考えております。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

その前に議長ちょっと時間過ぎていますけど10分ほど延長してよろしいですか。

○ 玉城保弘議長

村長、これかなり具体的な数字でていますよね、310名と。これは全国的に減少なっているのは私も知っております。50年先の対策を取るというのは非常に難しいことです。私これの新聞を見たときに正直いってちょっとした憤りを感じましたよ、何を根拠にこうしてうちの島にそんな魅力がないのかというような受け止め方をしました。先ほどの質問の中でも財政が厳しいということではいろんな事業を断念せざるを得ない部分もあります。我々議会も過去平成16年でしたか、約5年間議員報酬を半額に減額しております。10人の定数を8名まで落として行政と共にそういった村の繁栄に対して議員なりの努力をしてまいりました。そのとき議長が調べた数字が1億2千万余り議員報酬が浮いて予算も組めるようになったというふうに私も聞いております。だからこういうふうにものが非常にこういった希望を持たないような具体的な数字で表れてきているのに対して、これは執行部の皆さんだけじゃなくて我々議員も共になって5年単位でもいいじゃないですか。5年間現状維持するというような努力でも私はいいと思います。これは執行部の皆さんだけに、その疑問を投げかけているわけじゃありません。お互いで今の現状を維持していくためにいっそうなる努力を我々議員も皆さんも共にやっていけたらいいなと思います。これで私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございます。

○ 玉城保弘議長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

午後1時30分より再開することとし暫時休憩といたします。

再開します。

次に、2番国吉栄治議員の発言を許します。

○ 2 番 国吉栄治議員

お疲れ様です。それでは早速、私の一般質問をさせていただきます。まず、一つ目なんですけど、これ毎回聞いている環境協力税についてということで、今回の予算のつかいの割り振りを伺います。

○ 座間味秀勝村長

それでは、国吉栄治議員のご質問にお答えいたします。今年度、令和4年度の環境協力

税、これについては税収の見込額を565万6千円と見込んでいます。これを充てる歳出の4事業の財源として充当しております。内訳はクリーンセンターの処理施設費に50万円、村道維持管理費、草刈り等を含めた維持管理費になります。これが450万6千円、その他に漂着ごみ等回収にかかる海浜清掃浄化費、これが30万円。あと賦課徴収に係る取扱い費用に35万円という内訳となっています。

○ 2番 国吉栄治議員

これは僕が最初に聞いたときに、たしか草刈り代に結構お金がかかっている、今回も草刈り代結構金額のってて、実際目減りしているところがあるので、草刈り代が大きく見えるのは仕方がないことだと思うんですけど、以前、提案させていただいた植林のほうとか、そういったのはどのようにお考えですか。

○ 座間味秀勝村長

環境協力税ではありませんが、別の事業で、例年ですと一周マラソンに向けた美化ということで、苗木の配布等を行っております。これについてはいまでも観光産業課の方で取り組んでおります。

○ 2番 国吉栄治議員

今ここに戻ってくるときも、けっこう渡嘉志久ビーチが見える海のら辺とか、けっこう雑草がめだってきているなというところで、ただあそこの通りって、ハイビスカスとか植えられていて、ある程度ちょっとごまかしきくといったら変ですけど、やっぱりそういう花があるだけで一瞬完璧というのができなかったとしても、お客様から見たら気持ちがいいものになってしまうので、その点進めていただければいいかなと思います。お願いします。

2つ目ですけど、船舶課についてということで、こちら決算が上がってきてますけど、毎年の県からの航路補助金の状況について伺います。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。県からの航路補助金というお話でありましたけれども航路補助金は国、県、そして村というその3者で分担をしているという状況でございます。これ営業外収益の補助金については令和3年度は3億811万3千160円となっております、内訳として国が1億3千762万4千578円、県が1億1千365万9千54円、村がこれは一般会計から持ち出しということになります5千682万9千528円となっております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。現状ですね、前回の令和3年度のやつが今発表されたやつだと思うんですけど、コロナの方もだいぶ回復してきてお客さんの流れ感染者数は増えたり減ったりしていますけど、船の利用率は端から見ても増えてきていると思いますが、今現状の利用率とかそういうのも聞けますでしょうか。

○ 新里武広船舶課長

国吉議員、これは令和4年度7月からのお話でしょうか。

○ 2番 国吉栄治議員

はい。

○ 新里武広船舶課長

4月から今集計中ではあるんですが、8月までの集計、当初は4月から9月の集計をする予定にはなっております。8月までの集計といたしましては、だいたい7月、8月のお客さんの入りが大きかったものですから60%ぐらいは回復しているというふうに今試算しております。ただし、今後この9月閑散期に入りますとお客さんがだいたい減ってきますので、100%自分たちが今回見込んでいる100%までにはいかないのかなというふうに今考えております。これ参考としましてはですね、令和元年度を100%と見た場合の数字となっております。数値的にしますと63.85%の今回復となっております。その後は令和5年度から令和7年度まで10%ずつ回復をしていくだろうというふうに、今、よんでいるところです。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。前からずっと言っていることなんですけど、前回キャンセル料の取り方についてということで規約がないという話で確かされていたと思うんですけど、事前決済とかキャンセル料の取り方について今現段階どのようにやられているかを伺います。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。このことについては6月議会にも答弁をしておりましたが、今事前に旅客運賃を徴収していないということから、現時点ではキャンセル料を取るということはできておりませんので、その対応はしておりません。事前決済というお話もありますが、これについても現段階では実施の計画はしておりませんが、隣村の座間味村の取組み等これ情報交換をするということで、お互い話し合いをしております。その中で事前カード決済の導入の必要性、費用対効果等についても議会と共に今後また検討、研究を進めていきたいというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

こちら船舶課長からも隣の隣村の座間味島は導入されているということで勉強会を予定してもらったりしておりました。現状はできていない状態ということでまずキャンセル料規定がないからキャンセル料取らないというのはわかるんですけど、事前カード決済入れることで、事前にお金が入ってくる部分も発生してきますので、ぜひこの点はしっかり対応していただければいいのかなと思います。

船舶課がけっこう去年からやっぱりコロナの影響もあり、リース代とかも発生して1億近い本村からの繰越というか導入もあったと思いますけど、たぶん僕が船舶課のことで話している中で、利便性なのか、それとも利益性なのかという話をよくさせていただいて、最初、村長は両方バランスは大切だけど村民としての利便性、村民がお客さんとしての利

便性をしっかり考えていくというふうに話していたと思うんですね、その観点、再度どちらが大切なのかというのをちょっとお伺いしえいいですか。

○ 座間味秀勝村長

航路事業は基本独立採算性を目標とする事業であります。当然、利便性の向上と採算性というのは両輪でなければいけないと思っています。どちらが大切かということの優劣を付けることはできないと思っています。どちらも大切であります。利便性向上をどうやって進めながら収益の向上にも繋げていくか、これを日々研究していくのが我々の務めかと思っています。

○ 2番 国吉栄治議員

そのうえではやっぱり僕も提案している事前決済とかは、キャンセル料の獲得とかで有効になってくる部分も大きくあると思いますし、あと切符売り場で人が列んだりとか、1日何百人もの計算をしないといけないと、消費していかないといけないところの手助けにもなってくると思いますので、ぜひ前向きに考えていただければいいのかなと思います。

あと、質問状に書いているところで村長はいろいろ調べられていたと思うんですが、今回、燃料高騰で僕が一度聞いたことのあるフェリー1便の費用とか高速船の費用がだいぶ変わってきているというふうに伺っているので、再度、今、経費的にどれぐらいを見ているのか聞きたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。これについては平成27年度から令和元年度までの乗船の割合というものを基準にしますとフェリー78.3%、高速船が77.3%というところで利用率が推移をしているというようなところであります。フェリーについては片道で352人、高速船が片道154人というのが経営戦略上の目標とする乗船率ということになっております。これ以上であれば何とか採算が取れるというような状況ということになるかと思っています。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、燃料のところの値上がりの部分での単価とかわかっていますか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

通告書にない事項でして、今、手元で全ては答えられないんですけども、まず高速船については4月からで考えますと、1航海あたり燃料費が2万7千500円ほど上昇しているという状況でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

この観点で最初に利便性と利益性というところで、聞いたところで船もけっこう3便運

航から2便運航、燃料代の高騰でという話もけっこう聞こえてきたりしているので、ぜひ利便性の方もあげていただければと思います。

この件の最後なんですけど、高速船フェリー故障が、高速船については、この前エンジンがどうのこうのということで、時間がだいぶ遅れていたりとかされていましたが、今後の取組みと今の現状でどのように直していくのかというのを伺います。

○ 座間味秀勝村長

船舶の維持管理、日常の維持管理、これについては沖縄県離島海運振興株式会社、離海振ですね、今リースを行っている会社になります。そこが月に1回直接船を訪問をして、訪船をして点検調査業務、定期的なメンテナンスを行うということを委託業務で今実施しております。安心・安全な運航をこれを提供するため日々の船舶の維持管理これに努めながらですね、また状況に応じて中間定期検査、その中で修理、あるいは改修等を行うというようなことになっていきます。これについては離島海運振興株式会社、そして造船会社あとエンジンのメーカーもあります。そういったところと緊急なトラブルにも対応できるように連携を密にして対応していきたいと考えております。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

ちょっと伝わりづらくてすみません。フェリーの故障部分なんですけど、昇降機の部分、降り口の部分ですね、こちらが壊れているというふうに伺っていますけど、これをどのように直していくかということをお伺いします。

○ 新里武広船舶課長

国吉議員の質問にお答えいたします。実はタラップのほうに故障しておりまして、これは左舷側のタラップは6月に故障しました。それを分解して修理に持ち込みましたけど、かなり腐蝕が激しいということで修理が不可能となっています。フェリー渡嘉敷につきましては、就航から10年経っておりますのでかなり国の耐用年数は過ぎてきました。タラップの不具合によりお客さんにご迷惑をおかけしているという点から早急に直すということでいろいろメーカーさんと調整をしたんですが、部品の調達等に1月ですので6か月ほどかかりますよという答えが来ました。そのタイミングを見て、いつ頃直そうかと計画をしましたら、フェリー渡嘉敷のドックが年明けの2月にありますので、そこで修理するしかないでしょうということです。

タラップに関しまして、部品等に関しては、発注してから受注までが5.5月ぐらいかかるということで、既に売買契約はしております。そのときに左舷側が壊れているということであれば、右舷側も10年経つわけですので、そこも見込んでドックの期間中に修理する

という計画を立てております。

○ 2番 国吉栄治議員

この際、ちょっとクレームが出ているというふうにおっしゃっていた部分で、やはり、左舷側の降り口が1か所しかないというふうに伺っていて、これ多分、ドック入り期間中でも、2か所おりれるとか、そういう対策とかあったほうがいいと思うんですけど、その点はどのようにお考えでしょうか。

○ 新里武広船舶課長

国吉議員の提案につきましてはとてもいい考えだと思いました。今回、こういったトラブルの中で小さいタラップを使って乗り降りさせていますけど、10分ほど降りるのに時間がかかっています。それからすると2か所あればいいというふうには考えていますが、船の構造上今のタラップの使用を継続してやることを考えております。また、タラップをかける場所がありませんので、2か所しかないものですから、それで対応していきたいというふうに考えています。

○ 2番 国吉栄治議員

お客様にとってもあまりよろしくないことですし、もちろん、壊れなければそういったことは起こらなかったと思うんですけど、そういったことを見越し、もちろん船の構造上であれば仕方がないと思います。ただし、できるか、またはその開口口を広げるだけでまた変わってくると思いますので、その点も含めて、ぜひ、利便性のほうもしっかり考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、3番の幼稚園の給食についてということで、その後の進捗を伺います。

○ 新崎直昌教育長

国吉議員の質問にお答えしますが、先ほど燃料費の高騰もあったんですけど、ウクライナの戦争でですね、食料品もものすごく値上がりしているようです。今度の夏休み調理場の玉城先生とですね、うちの課長は調理場長も兼ねてますので、そういう連絡といいますか、一番新しい情報は彼女のところにありますので、そういう細かいところは課長に答弁させていただきたいと思います。

○ 金城和作教育課長

議員の質問にお答えしたいと思います。6月の議会でもお話をさせていただいたんですけども、完全給食に向けて給食費の見直しも合わせてやっているということで検討していきたいということで、素案はあがっていますとお答えしています。その後ですね、教育長もおっしゃっていたように燃料の高騰であるとか食材自体の高騰もありまして、さらに見直しの素案にさらに修正をかけています。その情報を共同調理上の玉城という教員のほうが資料を9月にまとめていただいて、私のほうに提出してもらっているので、その内容を精査している段階であります。ざっと見てなんですけど、素案の給食費の見直し額よりもさらに上乗せをしないと難しいというふうに感じているところです。なので、給食費に

についてもさらに見直しをはかって、どのくらい上げれば十分なものになるのかというのを、今後、研究していきます。

幼稚園の給食の導入についてなんですけれども、現在、別の議員の方からもお話がありました。教諭のほうの採用ができていない職場ですので、幼稚園、現場のですね、職員の配置の状況も少し考えまして、新たに給食費の見直しも両方合わせて今後また考えてですね、導入時期については研究を続けさせていただきたいなと思っているところです。

○ 2番 国吉栄治議員

保護者の方々は、勘違いしないでほしいんですけれども、給食費が上がることと、給食が毎週出てくるという話は別物なので、これを混同されて考えられる方も若干いらっしゃるという話で伺ってますので、ぜひ、その点は違うというふうに説明していただいて、しっかり前に進めていただければ。今までの先輩議員もいっぱい挙げてきた中でなかなか進まなかったと思うんですけど、今回からは前向きに、そして動いているということは確認させてもらっているんで、ただ、保護者の皆さんはすぐにでもやって欲しい方、事業所の方、特にいらっしゃると思いますので、ぜひ前に進めてください。よろしくお願いします。

続きまして、4番目の防災の対応について伺います。

現状、10年以上前に作成されている内容の防災の状況になっているんですけど、今、現状の内容について伺います。今後の追加の案件があるのかということと、広報は定期的にされたほうがいいと思いますか、その点お願いします。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えいたします。議員の質問の件は、防災マップのことと認識していますが、よろしいでしょうか、それで。

これについては、地震、津波、風水害等に備えた持ち出しのチェックリストであったり、災害時の行動の仕方、あるいは避難ルート、これを記載して作成をしております。おっしゃるとおり、2013年に作成をしております。それを現在まで見直し改正等をしていない状況ですので、今年度作成する改訂版というのを予定していますので、これに合わせて最新の情報、最新の内容へと改訂をして出来次第村民への普及啓蒙を図っていきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

今年度中にやられるということで、じゃあ、よろしいんですね。こちらのほうもちょこちょこ集まりがあって、どこに避難するのといったときに、年代別に話が変わってしまうんですね、なので、それはちょこちょこ建物の状況とか、津波の災害の状況によって、避難場所が変わってきているのかなというふうに思われます。ちょっと1点だけいいですか、広報とかはどのように考えられてますかというところです。今、現状のものさえも多分、認識がずれているところあると思います。年代別に。今後作るのであれば、しっかりと皆さんが分かるようなかたちで載る広報していただきたいと思うので、その点もお伺いして

いいですか。

○ 金城満総務課長

約10年前に作られたものですので、先ほど村長おっしゃっていましたが、当然に今状況が、先ほど避難場所も含めてですね、いろんな災害の種類、どういう災害、どういうふうに防災、どうやって身を守るかという細かいところまでも規定が変わっておりますので、それを今、今日見たいということで、役場の中のいろんな話合いの中でこれを決めて、そして改訂版も発注しておりますので、その中で生かして、ほり込んで改訂版を作成することにしています。議員は広報は大事だよということですが、当然、これは作っても村民が分からなかったら意味がありませんので、これをできたら各家庭に必ず配布をいたします。その中で、機会を設けて、例えば11月には県下一斉の避難訓練等ありますので、そういう機会を見つけて、そういう実践の避難経路の確認とか、そういう防災備蓄倉庫はどこにあるかとか、そういうのを含めて村民の皆さんに啓蒙普及を図ってまいりたいと考えてます。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。皆さん、先ほども言ったように年代によって場所が違ったり、認識が違ったりしますので、ぜひ、今後そういったものの見直しが国のほうでも進められていると思いますので、みんなに伝わるようなかたちで優しく対応していただければと思います。

次ですね、當山議員のほうでも前回質問あがっていた内容なんですけど、現在、老朽化している建物が多くなっているということで、耐用年数過ぎているやつもありましたけど、あと、5年以内とかで故障というか、立て直し必要なものはどれくらいあるかということとは把握されているでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをします。ご質問では5年以内に建て替える計画、あるいはしなければならぬものというお話があるんですが、5年以内というふうに明確に限っているわけではないんですけれども、先ほども午前中にも少しお話をしましたが、今、管理している建物でいうと一番古いのは青少年旅行村の管理棟、これが昭和50年の建築です。そして昭和53年の建築が中央公民館、55年に観光案内休憩所、旧待合所とかですね、そういった建物、そして阿波連小学校が昭和57年、58年ですかね完成が、昭和60年に渡嘉敷小中学校の校舎、真ん中のほうの一部ということになります。こういった建物がもう建て替え、あるいは大規模修繕を迎えるということになっています。公共施設の管理計画を立てておりますので、その中で例えば学校施設であれば、文教施設の補助金なども活用しながらということになります。旅行村の管理棟、旧待合所と言っている観光案内休憩所、そういったところというのは明確に補助メニューがあるわけではありません。公民館の建て替えといったときにも今現在補助メニューがあるわけではないと。その中で午前中のお話でしたけれども、一括交付金を活用した整備もできないかということの模索しつつというところでありま

す。そういった建物が老朽化して建て替え時期にきているというのは多々ありますので、そこは緊急度というんでしょうかね、順番を明確に決めて取り組んでいくというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

今、村長から答弁いただいた内容は、この4年間いろんなことをお願いする上でしょっちゅう聞いてきた内容なのかなって思います。先ほども與那嶺議員が言っていたように、できるためにどうするのかというのが正直今まで僕が問うてきた中で、お金がないからとか、入札がないからで、分かりきった答えは毎回出ているんですけど、そういったことではなくして、本当に必要なものだと思います、この建物ですね。なのでそれをどうやってできるのか、例えば村長が進められている民間のアパートとかではなくて、住む居住区、そういったかたちでも進められる予算を減らして進められることもあると思うので、ぜひ、その点を考えながらやっていただきたいのと、あと、管理の状況ですね、そういった建物の、管理の状況なんですけど、こちら阿波連生活館もだいぶ古い建物だと思うんですけど、さっき村長はおっしゃられていなかったですけど、だいぶ古い建物だと思います。その建物の中でもトイレが1年以上壊れたまんま、小便器を水を流す部分とかですね。あと窓ガラスが1年以上割られたまんま、こういった状況でどういうふうに管理されているのかというを伺います。

○ 新垣聡民生課長

生活館の窓ガラスの件に関しましては、ただいま業者に見積を依頼して、まもなく着工する予定となっています。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

小便器のほうはどのようになっていますでしょうか。

○ 新垣聡民生課長

ただいまの小便器の流れない件に関しましては、担当のほうから私のほうまでまだ報告があがってきてない状況ですので、確認次第、早急に処理していきたいと考えています。

○ 2番 国吉栄治議員

その点も踏まえて、管理態勢ですね、どのようにされていたのか伺いたいです。今、入札入れられていることは分かったんですけど、報告があがってないとか、そういう状況であるならば、現状、どういう管理態勢なのかということをお伺いしてよろしいでしょうか。

○ 新垣聡民生課長

管理に関しましては、年間で阿波連区長のほうに管理委託をしております。

○ 2番 国吉栄治議員

区長のほうでは、だいぶ前に伝えているというところで、直っていないという現状で話をしているんですけど、管理者からの報告を待っていると、役場のほうとしては管理者いないところも含めてですよ、どういう管理態勢をとられているのかというのを伺います。

○ 座間味秀勝村長

公共施設の管理については、指定管理に委託している部分であったり、あるいは直接担当課で管理をしているというような状況であります。

○ 2番 国吉栄治議員

それが1年以上の放置だとか、2年以上の修繕が見られないという状態がずっと続いている中で、もちろんその利用者の中には、島民で役場で働いている方とかもいると思いますので、もう一度ですね、管理態勢が村民からしたら成り立っていないんじゃないかなと、正直、感じる人が多いんだと思います。なので、その点は話し合って管理態勢の見直しとかを、ぜひ、やっていただければ、村民からすれば、そんな難しいことではないことも多々含まれていて故障は故障扱いになってしまいますので、ぜひ、その点考えていただければいいのかなと思います。

最後に、この部分の、以前から聞いている阿波連生活館のWi-Fiの件なんですけど、こちらの防災マップにも阿波連生活館は避難所の一つとなっております。そういった観点においても避難する場所、そういった場所に必要ではないかと思います。その点どのようにお考えでしょうか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

阿波連生活館についても風水害のときの避難所という設定がされております。おっしゃるように、ここで通信機能としてWi-Fiがあれば便利、これは十分よく分かります。あれば便利ということと、なければいけないということの線引きを今行政の中でどんなふうにしていこうかというふうに考えているところです。というのは施設はほかにもございます公共施設がですね、そこでどういった通信手段設備等、どんなふうに今後維持管理も含めて整備していくかということについてですね、令和5年度の予算編成の中でしっかり計画をして方針を示していきたいなというふうに考えております。そのようにご理解をお願いしたいと思います。

○ 2番 国吉栄治議員

現状載っている、防災マップに載っている避難場所は全て、ここ以外はWi-Fi管理がある場所なんですというふうに認識されるので、運動場とかそういうのは抜いてですね、建

物でいえば基本装備されているような場所なので、装備されていない場所もあればぜひ検討いただければと、この点についてはさっきの管理の部分もそうですけど、管理規約を作られるとか、あと、現状ですね、若手の方は結構、行事等でこういう施設を使っていたりしますので、その中で4、5人ぐらいのチーム作っていただいて、そういった5年先、何年先ってわからないですけど、利用している方はそこを勉強するようにですね、管理チームとかですね、管理規約とかそういったのを作ってもらうチームを作って対応していただければいいのかなと思いますので、その点を考えながら考えていただければと思います。

最後の質問です。阿波連漁港近くの東屋についてということで、こちらの進捗状況をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。ご質問の東屋、これについては取り壊しの予算を今年度確保しておりますので今後発注を行う予定となっております。

○ 2番 国吉栄治議員

こちらのほうは業者の見込みとかは今のところあるのでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

発注はこれから、通常は指名競争入札、もしくは一般競争入札ということになりますので、現時点で業者があるかという問いにはお答えできかねます。

○ 2番 国吉栄治議員

こちらのほうもまた発注が流れてしまうと、ずっとそのまま建物が放置されるという状態で、あと利用的にもったいないので、しっかり進められるようにやってください。解体後の跡地の利用についてなんですけど、こちらのほうどのようにお考えでしょうか。

○ 小嶺国土観光産業課長

東屋の解体後の跡地利用については、現時点で施設をつくる計画はありません。管理委託先の漁協と協議を行い、有効利用したいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。一応ですね、漁協も徐々にですけど廃船とか減らしていつているし、スペース的にそういうのが見えないようなかたちで場所移動を行っているとか伺えます。そういうところに積極的に利用してもらえようなかたちで、そのためにはやはりしっかり解体が入札できるようなかたちで対応していただければいいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上をもちまして、僕の一般質問は終わりますが、僕も皆さんご存じのように選挙結果で、12月からはこちらのほうに参加させてもらうことはできません。ただですね、始めて当選させていただいて4年間ですね、何も分からなところに、ほんとにしっかり真摯に対応していただきまして、ほんとにありがとうございました。

先輩議員とかもしっかり支えてもらって、分からない中で僕世代なりの質問をさせてい

いただきました。ほんとに渡嘉敷島を良くしたいと思っていますので、もちろん、今も村民ですし、これからもシマンチュとして渡嘉敷島を盛り上げていきたいと思っていますので、これからもご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いします。ほんとにありがとうございました。

○ 座間味秀勝村長

ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで、2番国吉栄治議員の一般質問を終わります。

次に、3番新垣一史議員の発言を許します。

○ 3番 新垣一史議員

皆さんこんにちは。早速ですが通告書に従って質問させていただきます。まず1つ目にマリンライナーとかしきの運航について伺います。今年の夏、週末、金土日のみ3便運航を行っていましたが、コロナ禍ではある中観光客が徐々に戻りつつある状況です。週末以外の3便運航は検討されたのか。観光業者の方からは平日の方も2便目があったら3便運航した方がいいのではないかという声も聞きましたので、そのへんの見解を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

新垣一史議員のご質問にお答えをいたします。私も毎日3便あった方が便利でいいと思います。しかし先ほど来、申し上げておりますようにですね、経営という観点ここからやはり採算ということを充分検討しながらやっていかなければいけないというのが現状であります。7月、8月の週末だけ3便運航、あるいは9月に入ってずっと台風が続いておりますけれども、連休を含めた3便運航ということについてはゴールデンウィーク等の旅客の利用実績等を踏まえて、まだまだ平日に3便運航で回収できるほどの運賃収入が見込めないであろうということを判断材料として、週末だけの3便運航ということを計画をして実施をしたということであります。

○ 3番 新垣一史議員

運航経費削減という観点からというのは以前から伺っていますので、それはわかるんですが、結果、令和2年度健全化の数字若干オーバーしていたのが、令和3年度は数値内に収まっているという結果もでているので、いいかとは思いますが、今年の夏3便運航を決めるにあたっての話し合いをされたとき、村長含めて船舶課長もいらっしゃっておりますけど、こういったメンバーで話し合いを持たれたか伺ってよろしいですか。

○ 新里武広船舶課長

一史議員の質問にお答えいたします。5月の実績ですね、それを出したうえで6月17日に、この夏7月、8月、9月についてはどうしようかということでお話はしております。総務課長、副村長、村長と交えてお話をしております。その後、議会におきましても議員の皆さんには今年の夏はこういった運航体制でいきますよということを説明し、理解のうえ

そういった運航計画をしております。これの基になるのが、議員の皆さん令和3年度に渡嘉敷村の航路事業会計の経営戦略というのを財政のほうから説明があったかと思います。その経営戦略の中には、令和3年度から令和12年度までの計画が書いてありました。ただし、それはコロナがあまり反映されていなかったものですから、コロナを反映する必要があるということで、いろいろ協議した結果、経営戦略にも書いてありますけど、コロナウィルス等の影響を踏まえたうえで、状況に応じた運航時間や便数の調整を行う必要があるというふうに根拠があったものですから、それに基づいて、この夏は運航計画を7月、8月は週末の3便、9月におきましては8月の予約状況を踏まえたうえで9月は週末の3便はなしというふうに決定しております。

○ 3番 新垣一史議員

新里課長もおっしゃったように、我々議員に説明がありまして、その態勢でということで、我々も納得していたんですが、思ったよりもお客さんが戻ってきているという感覚でもありましたし、もう今年の夏は過ぎてしまったので、またこれからコロナ禍でもお客さんが増えていきそうという現状の中で、やはりライナーの2便目に乗船されるというお客さんというのは、もう日帰りができる時間ではないので、宿泊のお客さんがメインになると思うんです。那覇空港に午前中の便で到着した方たちが渡嘉敷の方に2便目があれば宿泊で来れるという態勢です。これ座間味村の方は、毎日3便運航してしまして座間味村の船舶課の職員の方に伺ったら、連日少し数字の差はあるんですけど60名から100名の乗船はあったということを伺いましたので、これから先ですね、島にお客さんが戻ってきそという中で、宿泊のお客さんをできるだけ呼び戻すという意味も含めて、今後、検討される際には、もちろん運航経費というのはわかるんですが、お客さんを島の方にまた呼び戻す、観光事業所とか、そういったところの意見も取り入れながら検討材料として、今後は運航体制を決めるときに観光産業課長や商工会、観光協会また団体で船を利用される交流の家さんとかもありますので、そちらのほうとも協議を進めていっていただきたいと思います。そういう状況で話し合いをもって今後は決めていくということは可能でしょうか。

○ 新里武広船舶課長

地域の船でもありますので、地域事業者にとっても利便がいいように検討していかなければいけませんので、今年度の実績を踏まえたうえで、次年度に向けて少し検討してまいりたいと思います。付け加えてではあるんですが、8月19日から28日の間に3便運航につきましては乗船率が多いときで37%、少なくなると20%満たないと結局石油代もほとんど取れていない状況というのが実績として残っておりますので、きちんと分析したうえで、次年度ゴールデンウィーク7月、8月、9月については運航形態を見直していきたいと思っています。そのときには議員の皆さまにご協力アドバイス等もいただきながら進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○ 3番 新垣一史議員

実績となるとやっぱり、便がないので乗船できないと思って乗らなかったとか、そういった方もいらっしゃると思うので実績だけではなく、やっぱり予想とかそういったものも含めた検討をしていただいて、課長がおっしゃったように観光事業所の方や村民の利便性を考えた運航体制を今後検討していただきたいと思います。

同じくマリンライナーについてですが、次の質問です。昨年4月11日から現在も運航経費削減のため速力を落として運航を行っていますが、具体的にいつ頃までとかそういっためどはあるのでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。現在、議員ご指摘のようにですね、昨年の4月11日からの運航については約3ノットほど、それまでの速力から下げて運航して約4分所要時間が長くなっているというような状況であります。これについては燃料消費料でいうと、1往復で126リッター、1日、2往復として、それで252リッター、ドラム缶の1本と4分の1ぐらいの経費、消費料の削減に繋がっているというような状況であります。先ほど来お話をしておりますように、令和3年度においても3億を超える赤字が、5千万を超える一般会計からの繰り出し、さらには今現在1億4千400万円の減収補填債を借り入れて自転車操業というのが今の航路事業の会計であります。当面の間は、この節減対策というのを続ける必要があるのかなというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

当面の間ということとは、今、先が見通せないという、いつ頃というのが見通しがきかないということですね、であればですね、今こちらにパンフレットがありますけれどもパンフレットの前に一番目につくのが船で35分といううたい文句なんですけど、やはり、我々、渡嘉敷島の強みというのは本島から空港から一番近い離島というのがあると思います。であれば35分という標記も直さなきゃいけないのかなと思いますし、またできるだけ早く改善して、せっかく35分で来れる船なので本来の速力で走れる状況に戻した方が、やっぱりいいと思いますので、まずパンフレットの35分という標記の件、村長の見解を伺いたいです。

○ 座間味秀勝村長

パンフレットについては以前に印刷をしたものであります。これをじゃあ、毎年、例えば入れ替えるというようなことをしているかということについてはホームページ等での告知ということでさせていただいていると。これは当分の間ということで、今対応をしているという状況です。35分とうたわずに40分とうたうべきではないかと、ご指摘のとおりであると思います。それをいつまでやるかということについては、まだ見通せない状況ですので、今後パンフレットを印刷するときには、そういったところの修正も加える必要があるなと思っております。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

パンフレットの修正の件については、観光産業課長の方から補足説明をさせていただきます。

○ 小嶺国土観光産業課長

今度の観光パンフレットにつきましては、観光誘客事業一括交付金を活用して観光誘客事業の中にパンフレットを作成する業務も含まれておりますので、時間の変更に関しては、今後も時間を伸ばした状態でやるというのであれば修正をすることは可能となります。

○ 3番 新垣一史議員

パンフレットの修正は可能で、もちろん大変なことではないので修正は簡単だと思います。ただやはり35分で来れるのを40分かかるという状況は、皆さん本意ではないと思います。なので、先ほどの質問にも付随しますけれども、コロナ禍の中でできるだけ以前のように、以前以上にお客さんが来ていただけるような環境をつくって、我々も村民も協力して以前のような環境をつくってお客さんを戻して、乗船客がいないと航路事業は赤字になると思いますので、そういうことができるようにお互い協力してやってきて本来の速力で走れるというような状況というのを目指して尽力していただきたいと思います。

次の質問に移ります。渡嘉敷港の波除堤について伺います。これも何度か質問していますが、渡嘉敷港新設予定の波除堤、現在どのような進捗状況か漁業者船舶保有者等の聞き取り住民説明会の予定などはあるのでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

この波除堤については、令和2年1月に沖縄県のほうから説明会がありまして、村内で開催をしております。その際にも造ることによってのデメリットはないのかという部分が非常に懸念されることがいくつかあるということで、例えば、構口を塞ぐかたちになりますので外から入ってこないということと、逆に内から出ていきにくいと、つまりは例えば大雨が降ったとき高潮等で、ずっと例えば東風が続いたとかいったときに、どんどんどんどん潮位が上がっていくと。4年前の9月には浸水という被害も、住宅の浸水ですね。渡嘉敷の集落内ではそういったことも起きております。例えばそういったことがさらにはひどくはならないのかとか、これ高さが8メートルという話なんですけど、水面下の高さがですね。そこにそういった遮蔽物ができることによって、例えば運航がしづらくはならないのか逆にですね。波の反射等による三角波等で城の前ですね、今の防波堤の内側、城の前あのあたりが非常に複雑な波の発生で、例えば小型の船舶等については、今より悪い状況にはならんのかとか、様々な懸案事項がございます。この辺を沖縄県の方にこちらから投

げかけております。それをしっかり説明できるような状況になれば、また村民の皆さんにそれを説明をして、こういった選択をすべきか、一緒に考えていきたいというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

前回、昨年12月議会のときの答弁も同じ内容だったと思います。そのときに聞いた当時の玉城観光産業課長の答弁では12月に県の方から村長との話し合い、聞き取りをしたいということだったんですけどスケジュール合わないということで、年明けにヒアリングをという答弁がありましたが、今、村長の答弁では県には投げかけてはいるという話ですが、この予定していた年明けの村長との件、船長ですね、すみません。船長と県のヒアリングというのは行われたのでしょうか。もし行われていたらこういった内容であったか。

○ 小嶺国土観光産業課長

令和4年1月25日に那覇事務所のほうで船長等含めまして意見交換会を行っております。ウェブにより会議を行っております。

○ 3番 新垣一史議員

そのときこういった話が出たかとかがわかればいいのですが、お答えできますか。

○ 小嶺国土観光産業課長

この際に小型船の運航に対する影響度合いの検証を行ってほしいという要望で、通年で立体的なブイのような目標物を設置してほしいという要望で、あとはフェリー係留中の動揺対策のため高規格防舷材を設置していただきたいという要望を県の方に要望したというかたちになります。

○ 3番 新垣一史議員

県の方には要望しているが、今のところ動きがないということで、結局昨年の12月に聞いたときと今の答弁だと進展があまりない、県の方には要望しているというのはわかりましたけども進展がない状況で、先日9月11日、日曜日も港の形状のせいだと思うんですが、お隣、座間味村の方は全便運航していますが渡嘉敷の方はフェリーの繰り上げさらに短時間の停泊しかできないということで、11時10分着の10時半出向という短時間停泊だったと思います。これは港の形状、停泊時のフェリーの破損とか、そういったことも考えた繰り上げという認識でよろしいですか、船舶課長お願いします。

○ 新里武広船舶課長

議員のおっしゃるとおりです。船舶のロープが切れてしまうぐらいだと渡嘉敷港には船が置けないので着岸して荷物を降ろし、すぐ那覇に戻るという状況になっております。

○ 3番 新垣一史議員

建造から10年経つということではありますが、以前のフェリー渡嘉敷に比べると航行性能というのは格段に上がっていて、しけでもせっかく走れる船なのに停泊が港の形状上難しいということで繰り上げ出向や欠航、そういったことがあるのは非常にもったいないと

思いますので、港の静穏度を上げる、県との事業なんですけど、早急に問題解決のために尽力していただきたいと思います。また、質問させていただくと思いますのでよろしくお願い致します。

次3つ目の質問に移ります。有害鳥獣対策について伺います。目的件数は減っているようですが、イノシシによる被害は未だ続いております。今年の駆除実績、今後の対策状況について伺います。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。今年度これまでに4月4頭、5月11頭、6月4頭、7月に2頭これまでに合計21頭の捕獲ということで報告を受けております。

○ 3番 新垣一史議員

今後の対策もというふうに聞いたんですが。

○ 座間味秀勝村長

今後の対策ということではありますが、村内に罟猟の資格を持っている方がいらっしゃいます。今トータルで20名近くになっているのかなと思いますので、そういった方々が有効に機動的に動いていただけるようお願いをしたいというのがまず一つ。そして沖縄県が取り組んでいる捕獲事業、これをもっと効果があげられるような長期的に捕獲を行うような取り組みにできないかということも兼ねてから要望をしております。もう一点ですが、これはまだ決まっていることではありませんけれども、私としては住宅を整備して地域おこし協力隊などを導入して、専従でこれにあたれる人間、これを確保したいと考えております。一時的に捕獲をしても捕獲から漏れたものが残ると、また増えていくというようなことを繰り返していると思っております。年中を通して捕獲事業をするという必要があると思っておりますので、そこに集中的に取り組めるような態勢というのをつくっていきたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

私、何度かこの質問をしているので、先ほどの波除堤についてもそうだったんですが、同じ答弁というのが続いているのかな、何か進展していないのかなと思うんですけど、村長が以前、答弁のときに狩猟免許を持っている方、今20名いらっしゃるというのを聞いています。その方を有効に活用するという話もされていましたが、県とのやり取りで今年の令和3年度で終了した第2種特定鳥獣管理計画に続く計画も策定中ということだったんですけども、策定中の計画について進捗状況というのはありますでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

今、手元にその資料がございませんので、はっきりしたことはちょっと申し上げられないんですが、沖縄県が策定した管理計画では、向こう10年かけて根絶を目指すというふうなことになっていたかと思っております。先ほど申し上げましたけれども、これまでの捕獲は一定時期、一定期間、その捕獲をするというようなことでしたので、これまでやって

きたやり方が一番効果的なのかということ、私はどうかと思っております。年中通して捕獲をしないと減らすと完全に根絶に向けた取り組みというのは難しいと思っておりますので、そこに向けた取り組みをする必要があるかと思っております。沖縄県の方では10年間かけてという計画が立てられているということです。

○ 3番 新垣一史議員

県の方で向こう10年かけて根絶という計画は立てられているということですが、この質問に至った経緯としまして、今まで何度もしていますが、また最近ですね、農地をイノシシに荒らされたという話を2件ほど伺いまして、あとプラス飛び出してきたイノシシに車が衝突して故障したという、幸いにも運転者と同乗者には怪我はなかったということですが、車自体がラジエーターが破損して結局修理の方にお金がかかってしまう、それよりは購入した方がという金額だったようなので結局廃車ですね、そういった人的被害ということも出ています。農作物の被害にあった方に伺うとワイヤーメッシュを張ってはいるんですが、イノシシの方の学習能力が高くてワイヤーメッシュを破壊したり、下から潜り込んだり、またその人の対応として溝を掘ってイノシシが入りにくくするなどの対策は取ったようなんですが、それでも入り込んで来る。そういった被害が実際に起きている状況なので根絶を早期に目指して動いていただくのと。

あと今回の質問に直接してはいなかったのですが、今まで2回ほど家畜の持ち込み等に関して条例を策定できないかという質問を出しております。その中で1回目に、この質問をした際は、村長は条例策定に向けて研究、取り組みという話で、2回目に聞いたときには村には、村には放し飼い管理条例があったり、県の方も家畜伝染病予防法、そういったものを使って現状の体制で、家畜という意味での持ち込みという条例は、今ある基本規則で対応するということですが、国立公園であるので特定外来生物等も含めたそういったものの持ち込みに対する条例は、策定に向けて環境省とも話し合い等をするということだったんですが、その後話し合いをされて条例策定等に向けた進展はあったか伺いたいと思います。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

新垣議員のご質問ですけれども、2019年12月におっしゃるように条例制定に向けて研究をしていくとの答弁でしたがというのは、要するに2019年の3月の一般質問の続きということで12月に質問されております。条例制定に向けて研究をしていくとの答弁でしたが、進捗状況の方はいかがでしょうかといったことに対しては、私が答えたのはですね、家畜の放し飼い取締条例により家畜の放し飼いを禁止し、当時ですね。農作物の被害防止をす

る対策を講じているということから、これとは別に新たな条例を設けるということは現時点では考えておりません。現状の体制で対応したいと考えておりますというふうに、私の方では答えております。これでちょっと補足をして観光産業課長の方から答えます。

○ 小嶺国土観光産業課長

環境省とは協議を実施しておりますが、国立公園の観点から外来生物の持ち込みについての協議を行っておりますが、まだ回答はいただいております。

○ 3 番 新垣一史議員

すみません。通告書の方にちょっと載っていなかったのでご迷惑をおかけしましたが、今、環境省のほうからまだ回答がないということなのですが、2年経って結局、今、駆除しているのは特にイノシシなんですけれども、今後こういった別の生物等の持ち込みそういったのがないような規程というのはやっぱり必要だと思いますので、環境省の方に再度お話していただいて、その回答も含めて今後こういった対応ができるのか、そういった特定生物、有害鳥獣等含めた持ち込みの規制、村独自の規制ができるのだろうか、そういったものをきちんと検討して、こういったことが再度起こらないような状況、そういった体制を作っていただくようお願いして、この質問は終了します。

次の質問に移ります。これも以前に質問しましたが、以前2016年3月定例に質問した一方通行の逆送について伺います。これまでコロナ禍で観光客数が減っていたのであまり見なくなりましたが、今年、観光客の方々が戻ってくるようになり、一方通行の逆走が私自身も何件か見て注意していますし、他からも逆送が増えているという話を伺いました。前回の質問からどのような対策を取ったのか、今後またどのような対策が考えられるか見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。コロナ禍で落ち込んでいた観光客が徐々に戻りつつあるという中、一方通行の逆送がでてきているということについては大変危惧しているところでございます。この件については議員から平成31年の3月議会においても質問があって、渡嘉敷駐在並びに港湾委員会協議をして対策を検討すると、共に村内レンタル事業所においてもレンタカー利用者に一方通行について周知をしていただくよう再度協力をお願いすることとしておりました。

その後の対応として、村内レンタル事業者、いわば利用の注意喚起を含めて、利用者への注意喚起を含めて改めてお願いをしております。議員から提案がありました学校前の信号機の反対側の矢印表示等ということなんですけど、反対側というのは要するに港に向かう矢印をとということかと思うんですけれども、その部分には進入禁止の表示を港側から見て今3つ取り付けております。そもそももう標識なんか見ないで突っ走っているというような状況なのかなと逆送するという場合はですね。そういうこともあります。また坂の途中、路面の方にも矢印を書いてあります。白い塗料で矢印を書いてありますが、このへん

についても先ほど来あります道路の区画線の話がございますので、その工事と合わせてもう少し目立つような色、例えばオレンジとか黄色、白ではなくてですね、そういった色で描けばもっとアピールできるのかというふうにも考えられます。そこも含めて、今後、対策を検討していきたいと思っています。

○ 3番 新垣一史議員

大きな事故が起きてからでは遅いので、前回質問した際にも提案させていただきましたけれども、ホームページでの周知また移動中、定期船ですね、フェリー高速船で島のピーアール動画流れていると思います。そういった動画にも一方通行の注意喚起ですね、そういったものも含められないかという提案もしてあります。効果的かと思うのでぜひやってほしいのと、あと先ほどお話ししましたが、パンフレットの中にも地図の中に青で矢印は書かれているんですけど、正直、何の矢印かわからない。これ見て一方通行だと直ぐ気づくのは、渡嘉敷のこの区画が一方通行だとわかっている人ならわかるんですけど、始めて見た人はたぶん理解できないと思います。なのでパンフレットでも一方通行がわかりやすいように。

あと、村長おっしゃったように標識等はなかなか見落としてしまうので、見ていないという方もいらっしゃると思います。それでレンタカー事業所等には再度説明をしていただくようにということで再度お願いをしたということですが、逆送している人、何件か注意しましたけど、村内で借りたレンタカーを使っている方よりも、島外から自家用車であったり島外のレンタカーを持ち込んだ方、また日帰りとか短期で来ている工事とか、事業所の方の車、そういった車の方が自分が見ている中では多かったかなと思います。なので船舶に車輛やバイクを積み込む際に窓口の方に手続きをしたいと思います。そこで一言説明書みたいなのを準備して、ここは一方通行になっていますという注意喚起、そんなに時間取らないと思います。そういったのはすごく効果的なのかなと思うので、今後ぜひやっていただきたいので、こういった対応は可能でしょうか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

議員、ご提案ありがとうございます。非常に有効な方法かとは思いますが、おっしゃるようにレンタカーを島内で借りた人だけではございません。島外から持ち込むということも多数ありますので、そういった入口での注意喚起、そういったものができるような態勢を取っていきたいというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

事故が起きる前にぜひやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして5つ目の質問に移ります。新型コロナ対策について伺います。島内でも感染者が確認されることが増えてまいりましたが、感染者への対応ですね、特に観光等で来島された島外の方々が感染された場合の現在の対応について伺います。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。島内で感染者がでた場合は、基本的に新型コロナウイルス感染症患者搬送フローというのがございまして、これに基づき診療所での受診から本島の医療機関までの搬送等の取扱いをこれは示しております。現在オミクロン株の感染拡大に伴い島民、住民の感染者への対応については保健所及び診療所医師の判断で軽症者は自宅療養をお願いしている。中等症以上の方はフェリーで本島の医療機関に搬送するということとなっております。まだ村としては自宅療養者と支援事業により食料等の配布等も行っているということでございます。

また、島外の方が感染がわかったといったときですが、この住民と同様に保健所及び診療所医師の判断で搬送が必要な場合には、役場で搬送業務を行っております。ただし、島外の方については、現在診療所において中等症以上の症状のある方、リスクが高いと思われる方に対し、緊急性が伴うと判断された場合のみ、抗原検査を実施をしているという状況でございます。

○ 3番 新垣一史議員

島内で感染者がでた場合、島内の方への対応は自分見てきたのでわかるんですが、島外の方への対応ですね、民宿ホテル等に宿泊中に症状が出た方にちょっと伺ったのは、事業所のガイドラインに沿ってもらおうというのと、発熱の症状があった際に、今いった重篤な症状ではなかったのかもしれませんが、PCR検査を受けられなかったと、そのまま本島の方に帰ってもらおうという条件もあったと伺いました。グレーの状態で定期船を利用すると感染が広がるというおそれもあります。そういった点に関しては村長どう思われますか。

○ 座間味秀勝村長

この場合、医師の判断に基づいてということです。おそらくここでは治療施設というものがないということから、早急に本島の方へ移動した方がいいというような判断がはたらいたのかなというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

本島への移動の際、もしかしたらコロナかもしれないという方を、もう本人に任せて船に乗ってもらって帰ってもらおうという状況だと、すぐ隣に座っている人がそうかもしれない、そういう危険というのがあります。そういった状況で果たしてそのように島外に帰しても大丈夫なんでしょうか。そこから島外の人、また島内の人に感染して実際、診療ができないぐらい感染が広がっていた状況もあります。そういったのに繋がらないのか。

一昨年ですか、コロナウイルスが始まった頃に搬送車輛も購入されています。車輛を必ず使うというわけじゃないんですけれども、医師の判断であれば医師からその人の連絡を受けて、特定してその人を隔離した状態等で本島の方へ搬送する。また本島の方で保健所等と連携を取って、この患者さんの検査結果がでるまで見守ってもらう。そうすれば島内だけでなく、県内の感染者数の減少にも繋がるのかなとは思っているのですが、そういった対応はできないのか伺います。

○ 金城満総務課長

島外の方が宿泊施設に泊まってですね、何か多少熱があるとか、多少咳があるとか、そういうかたちで症状がでた場合に、あくまでも基本的にはこちらは医療機関は診療所になりますので、診療所に連絡をしていただいて、最終的には診療所の医師が判断すると、そして保健所と連携して検査をするかしないかも判断はそちらの方になります。ですので役場でやるのはあくまでも搬送業務でありまして、そこで医師または保健所が搬送が必要だというふうなことがあれば、こちら連絡が来ますので、そのときは搬送車輛を用いて搬送するか、あるいは通常の風邪というわけではないんですが、通常の医療の中で医師がコロナと別な判断をすればですね、これはしっかりと今熱があればコロナを疑えというふうになっていますけれども、しっかりとした感染防止対策を取りつつフェリー、あるいはマリナーライナーで帰ってもらうということも判断の一つだというふうに私たち認識をしております。ですので私たちが決めているのではなくて、医療機関、診療所の医師、そして保健所が決めていますので、私たちができるのはあくまでもそこから連絡があった場合の搬送手段ということですので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○ 3番 新垣一史議員

医師の判断に基づいてということなんですが、そこから連絡がなければ、もう。私が伺ったのは発熱していたということではあったんですが、結局検査ができなくてコロナかどうか分からない、なので本島に帰っていただくということだったようなんですが、先ほどからおっしゃられている医師の判断だと思うんですが、私のいっているグレーの人がすぐ隣に乗っているかもしれないという状況ですので、なので全く無症状でというのであれば本当にわからないと思います。ただ発熱という症状等があれば抗原検査キットなりで一応検査をしていただいて、その後、重篤でなくても車輛を出すほどではないけどフェリーなり高速船なりのスペースを取って、その方を本島の方に帰っていただく、本島でも例えばこの方が自由に動き回ってしまうと、感染が広がるということであるのであれば、そういった情報を県保健所の方に報告して向こうできちんとした検査を受けてもらう。この検査態勢づくりというのを医師の判断だけを仰ぐというのではなくて医師とも相談してそういう態勢を今後つくっていくというのは可能ですか。

○ 金城満総務課長

そういう態勢をつくるということは可能だと思います。ただし今の状況ではあくまでも私たちに連絡があるのは、そういう診療所に患者さんが来てそれをコロナの疑いがあるという中で、検査するのも診療所の医療機関の判断ですので、その後の処置、動きについても診療所と医師と、それから保健所あくまでもその判断ですので、私たちがじゃあどういふ場合でも、検査をしない場合でも症状がありましたよという情報をいただければ、そういう態勢があれば、私たちはそれに対応することは可能だと思います。ただし島外から来た方については、今こちらで隔離施設というのは用意していませんので、そういう状況に

例えば夜間とか、そういうときには、村に今隔離施設が用意できていない状況です。それは泊まっている宿泊施設さんになんとかそれはそういう症状がありますので、そこは少し協力をいただいて、そこに泊まっていただいて、翌日に沖縄本島にどういうふう
に搬送するなり、帰ってもらうなりというのを含めて、そこは態勢づくりというのは取れるのであれば、そこは少し診療所の先生と保健所と今後これが取れるのであれば相談をして、ちょっと進めていける部分はやっていきたいと思っています。

○ 3番 新垣一史議員

現状だと感染拡大防止の観点からも、そして今いったように隔離施設がないので宿泊事業所の方に見てもらおうという中でも、ちょっと不安な部分が多いのかなと思うので、改めてそういったことも含めて対策、態勢づくりも検討していただいて、今後も感染拡大防止のために務めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後の質問に移ります。今年の6月に質問をして回答をいただきましたが、港内2か所に置かれている軽石、そのときの答弁では県の方が8月31日までに撤去するという話だったんですが、工期過ぎても、いまだに撤去されていません。今後どうなるのか、県とどのようなやり取りがあったのか伺います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。南部土木事務所に確認をしたところ、県とこの軽石を回収している受託業者との間で契約内容の変更、これが生じたということで、これによって工期が10月末まで延長となったということでもあります。その工期の中で何時じゃあ島から持ち出すのかということについては、現在わかっていないというのが状況であります。今後も情報収集に努めていきたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

契約内容の変更があつて工期が10月末まで延長になったということですが、この契約内容の変更というのは把握されてますでしょうか。

○ 小嶺国土観光産業課長

申し訳ありませんが、契約の内容詳細の部分に関しては沖縄県から情報提供がないので、ここでお答えすることは少し難しいです。

○ 3番 新垣一史議員

わかりました。小嶺観光産業課長とこの話をしたときに、やはりこれも経費というか、コストの問題でやはり今もまだ回収している部分もあつて、それを1回で済ましてしまいたいというコスト削減からも、そういうのもあつて、なかなか運び出さないんじゃないかという話も伺いました。実際6月に聞いた時点でも、8月31日という工期、長すぎるんじゃないかと思いました。今も9月に入って台風が連続して発生して、たまたま直撃というかたちはありませんが、直撃した場合このせっかく集めた軽石、それが港内に流れ出すとまとめて流れ出したら漁業者ももちろんですし、定期船にもがぜん影響がでてくるそうい

う状況だと思います。島外から来られる人、島に住んでいる人ももちろん困る。そういった状況になる中で県の対応の遅さ、そういったものをもっと村民からの声、それを代弁した議会からの声ということも含めて、県の方に訴えていただいて、1日も早く軽石の方を撤去していただくようによろしくお願いします。以上で、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで3番新垣一史議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

再開します。

日程第6、報告第3号、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告3号

令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

沖縄県町村土地開発公社の令和3年度の事業実績及び決算状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別添のとおり報告する。

令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

添付してある決算報告書のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第3号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、報告第4号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告第 4 号

令和 3 年度年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 3 年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の健全化判断比率及び同法第 22 条第 2 項の資金不足比率について、同法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

健全化判断比率については実質公債比率 5.9%、早期健全化基準実質公債比率で 25%、財政再生基準、実質公債比率 35%、資金不足比率については該当がないこととなっております。

令和 4 年 9 月 14 日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、報告第 5 号、令和 3 年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告第 5 号

令和 3 年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税が充てられる

社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費の報告について

標記の件に関して、令和 3 年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費を別紙のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 14 日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提出のとおりでございます。ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第 5 号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、認定第1号、令和3年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

認定第1号

令和3年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 3番 新垣一史議員

77ページの有価証券について伺います。沖縄電力の株式ですね、燃料高騰等での値下がりだとは思いますが、マイナス136万2千227円となっておりますが、この電力株を取得したのはいつ頃かわかるでしょうか。

○ 宇野昭子会計課長

議員の質問にお答えいたします。実は本村が電力の株を保有していることにつきましては、保有するに至った資料とか残っておりませんので、現状確認ができていない状態でございます。

○ 3番 新垣一史議員

いつ頃取得して当時の金額というのもわからないという状況ですかね。決算書とか、そういうものの、以前の決算書とか、そういったものから読み解くことは可能ですか。

○ 宇野昭子会計課長

現在この電力の株につきましては、おきぎん証券会社というところに預けておまして、そちらの方から株の増減があった場合には通知が来ますので、そちらの方では数字の確認ができると思います。

○ 3番 新垣一史議員

今年度決算額だとこれだけの減額ということになっているんですが、結局、取得したときにいくらで取得したかはわからないと現在どれだけ損をしているか、得しているかというのがわからないと思います。今こういう燃料高騰等々も含めてネットで調べてすぐできたのが5年間とか、そういった株価の変動しかなかったんで、この4年ぐらいですかね、2千500円だった1株あたりの価格が今1千100円とかまで落ち込んでいる。今売ると損にはなると思うんですが、株を持ち続けるのではなくて状況を見てやはり今財政難の中、売却したりとかというのも考えていけないと思うんですけど、そういった判断とかは、これまで、そういった話し合いをされたことがありますか。

○ 宇野昭子会計課長

先ほどお答えいたしましたけれども、本村が電力の株を保有することに至った経緯の確認がちょっと今できない状態なんですけれども、おそらく沖縄電力が民営化される際に何かしらの要請があったかと思われますけれども、現状ちょっと株を持つにあたって何らかのおそらく政策目的があったかと思われます。その政策目的を明確にしたうえで、今後その株をどうするかについては検討が必要になってくるかと思います。

○ 3番 新垣一史議員

ただ持ち続けるだけだと何の意味もないと思いますので、ぜひ調査していただいて今後の株の取扱についてどうしていくか検討をして進めていただきたいと思います。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

29ページなんですけど、コロナウィルスの19番のコロナウィルスのやつ、不用額991万9千302円ということで、こちらの需用費の方の内容ってどんな感じなんですか。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えいたします。19節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、これは令和3年度にコロナ交付金を活用して事業をしております。その中の事業を実施した後の余りといいますか、不用額として計上した額になります。その中で需用費につきましては、需用費というのは消耗品的に感染防止に関するいろんな衛生用品とか消毒用品とかいろいろ関連用品を買っておりますので、その関係の物となっております。内訳を大まかに申し上げますと感染対策に要する消耗品、こちらが不用額196万7千988円、それから搬送車輛の燃料費、これが9万3千844円。それから隔離施設として令和3年度使っておりました沖縄県の看護師住宅、これの光熱費が1万8千471円。それから民生課のほうで食料の配布事業をしておりましたので、その食料費の不用額が73万8千773円が主な不用額の要因でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

次のページのところの負担金も385万のほう、けっこう大きいんですけど、これも教え

てもらっていいですか。

○ 金城満総務課長

こちらについては、コロナの事業というのは各課にまたがっておりますので、この中で負担金というふうに補助金等で流している項目になりますので、これ各課で把握している内容でございますので、各所管課のほうで詳細はお話したいと思います。

○ 小嶺国土観光産業課長

この不用額の主たるものとしては観光産業課で実施していた事業者支援金がありましたが、そちらのほうの本課で予定していた事業者より支給されている事業者が少なかったということでの残額ということになります。

○ 玉城保弘議長

ほかに質疑はありませんか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○ 3番 新垣一史議員

76ページ、77ページにわたって財産に関する調書に関わることなんですけれども、先ほどの有価証券もそうですが、結局いつ取得したかわからないとか、資料が見あたらない、決算の審査講評の中でも根拠資料の整理が整わないという現状が続いている中、今後こういったものの資料の解決方法、どういった対策をするかというのは話し合われているんでしょうか。

○ 金城満総務課長

基本的な話を申し上げますと、増減高ここという前年度末、現在高というのは令和2年度決算の期末の残高と一致することになっています。それからここで令和3年度でいうと令和3年度中に増減した額があつて、そして令和3年度の最終の現在高ということになっておりますけれども、審査の監査の過程で監査委員の要求に応じて資料はでき得る限りは提出をしております。ただし、その中でどうしても資料が不備な部分がございますので、それを監査委員会のご指導をあおぎながら、私たちもしっかりそれは当然これの数字にあうようなもので提出をしていきたいと思っておりますけれども、指摘をされたことに対しては真摯に受け止めて、この数字の出所をいうのをどの時点でじゃあこの数字が動いたとか、そこら辺は精査して、この間監査講評もありましたけれどもしっかりと報告をさせていただきたいと思っております。

○ 玉城保弘議長

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより認定第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、認定第2号、令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

認定第2号

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより認定第2号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、認定第3号、令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

認定第3号

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第3号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、認定第4号、令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

認定第4号

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより認定第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、認定第5号、令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

認定第5号

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより認定第5号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、認定第6号、令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

認定第6号

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより認定第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第35号、令和4年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第35号

令和4年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)について

令和4年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)

令和4年度渡嘉敷村の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4千757万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5千157万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

補正で一番大きいのは地方交付税だと思いますが、14款の方で新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金で130万歳入の方で補正になっていますが、これに関しては交付金の額というものはどのようなかたちで決まるのか、申請ベースなのか、下りてくるものなのか伺っていいですか。

○ 新垣聡民生課長

ご質問にお答えします。当初予算で予算計上したときにはまだ交付金が確定していなく

て、一般財源を充当していたんですが、確定に伴い交付金として歳入も歳出もそこで振り分けたということです。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 新垣聡民生課長

申し訳ございません、ただいま手元に資料がございませんので、後ほど議員のほうへ提出したいと思います。

○ 6番 當山清彦議員

また資料をいただけてから議論できたらと思いますが、厚生労働省の資料の中で全体で約3兆円程の予算で様々な事業に分かれているんですね、なのでいろんなものに活用できると思うんですよ。福祉人材の確保とかも入っていますので、なのでやっぱり民生課長から資料をいただいてから、また議論をさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

ほかに質疑ありませんか。

座間味満議員。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○ 3番 新垣一史議員

14ページ商工費、観光振興費の内訳というか内容を教えていただけますか。

○ 小嶺国土観光産業課長

観光振興の内訳ということですよね、観光振興費118万9千円の内訳といたしましては、渡嘉敷村観光協会に新たに事務員を入れるという計画がありまして、現在、募集をかけているところですが、実際、来ていただくというかたちになると、その方の人件費が生じますので、その分の予算計上というかたちになります。

○ 3番 新垣一史議員

わかりました。もう1点、これちょっと戻りますけど7ページですね、沖縄振興特別推進交付金526万9千円減額になっていますけど、こちらの内容も伺います。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えします。こちら当初、既決予算で今持っている予算で、LEDの防犯灯の設置工事、そして及び撤去工事というのを一緒にやるということで、いわゆる一括交付金、沖縄振興特別市町村交付金を活用してやるということで予算計上しておりました

けれども、今回、事業の変更を県を経由して国に提出するという事で申請をしましたら、この事業が撤去工事が含まれているということで事業が認められないということになりまして、それを今補助事業の一括で撤去をみておりますので、それを補助でみられない分をこの歳入の予算から撤去工事の分を落としております。ですのでこの分はこれもどうしても今撤去工事、基礎の部分が残っておりますので防犯灯の。これは一般財源で充てて今年度を実施する予定で今進めています。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第36号、令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第36号

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4千754万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1千473万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第37号、令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第37号

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、
地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決
を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところに
よる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ972万2千円を追加し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ1億234万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第38号、令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第38号

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、
地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千883万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第39号、令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第39号

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千536万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第40号、令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第40号

令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和４年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和４年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ597万8千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年９月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第41号、固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第41号

固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について

固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

沖縄振興特別措置法第９条などの地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

お示しのとおりでございます。ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、発議第3号、中華人民共和国による台湾周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域（ＥＥＺ）へ向けた弾道ミサイルの発射に対する抗議決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。與那嶺雅晴議員。

○ 與那嶺雅雄議員

発議第3号

令和4年9月14日

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 與那嶺雅雄

賛成者 渡嘉敷村議会議員 新垣 一史

中華人民共和国による台湾周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域（ＥＥＺ）へ向けた弾道ミサイルの発射に対する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出いたします。ご審議ください。

（別紙）

中華人民共和国による台湾周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域（ＥＥＺ）へ向けた弾道ミサイルの発射に対する抗議決議

中華人民共和国は、去る8月4日から9日にかけて、台湾周辺海域で重要軍事演習行動を実施し、初日に同国内陸部及び沿岸部より弾道ミサイルを発射して、そのうち5発が波照間島南西沖の我が国排他的経済水域（ＥＥＺ）に落下し、1発が与那国島から北北西80キロメートルのところに落下した。

今回の弾道ミサイルの我が国ＥＥＺ内外の沖縄近海に落下したことは、地域住民はもとより漁業関係者に大きな衝撃を与えており、与那国町漁業協同組合では、8月8日まで漁業者に対して漁の自粛要請を行い、沖縄県漁業協同組合も加盟する全36漁業組合に注意喚起及び台湾周辺での操業自粛を呼びかける事態となり、経済活動にも大きな影響を及ぼしている。

中国による今般の一連の行動は、我が国の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題であり、偶発的な軍事衝突の危険性を高め、国際社会の平和と安定に深刻な影響を与える

ものである。

よって本議会は、県民の不安除去・生命・財産と生活環境を守る立場から、このような軍事演習は到底看過できるものではなく、中華人民共和国による沖縄周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域（ＥＥＺ）に向けた弾道ミサイルの発射に対し嚴重に抗議し、軍事ではなく冷静かつ平和的な話し合いによる外交交渉で解決するよう強く要求する。

以上、決議する。

令和４年９月１４日

沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

中華人民共和国国家主席　　中華人民共和国外交部長（外相）

中華人民共和国駐日本国特命全権大使

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより発議第３号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第４５条の規定により令和４年第７回渡嘉敷村議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和４年第７回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

（閉会　午後４時３０分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号5番）

署名議員（議席番号6番）